

1. 件名:川内原子力発電所運転期間延長認可申請(1、2号炉の運転の期間の延長)及び保安規定変更認可申請(1、2号炉の高経年化技術評価等)に関する事業者ヒアリング

2. 日時:令和5年1月11日(水) 15時00分~17時40分

3. 場所:原子力規制庁 9階A会議室(※一部TV会議システムによる出席)

4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ

実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、雨夜上席安全審査官、藤川安全審査官

原子力規制部検査グループ

専門検査部門

宮崎企画調査官、森田上席原子力専門検査官、山中原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

小嶋上席技術研究調査官、河野主任技術研究調査官、渡辺技術研究調査官※、

水田技術研究調査官※

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力建設部長 他13名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

- ・川内原子力発電所1, 2号炉 運転期間延長認可申請に係るヒアリング コメント反映整理表
- ・川内原子力発電所1, 2号炉 運転期間延長認可申請(審査会合における指摘事項の回答)
- ・川内原子力発電所1, 2号炉 特別点検(原子炉容器)
- ・川内原子力発電所1, 2号炉 特別点検(原子炉格納容器)
- ・川内原子力発電所1, 2号炉 特別点検(コンクリート構造物)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	当原子力規制庁の藤川です。それでは川内原子力発電所 12 号炉運転期間延長認可申請に関するヒアリングを開始します。
0:00:09	九州電力さん説明の方をお願いいたします。
0:00:13	はい。九州電力原子力発電本部の植村です。本日よりしくお願いします。
0:00:17	本日資料を五つ準備させていただいております。
0:00:23	まず、コメント反映整理表が、表についておりますコメントの回答資料ということで資料の 1 でご準備させていただいております
0:00:32	買い取り適宜使用させていただくものとして資料の 1 の他にですね資料の 2 から 5 までつけております。
0:00:39	資料の 2 につきましては、指摘事項の回答ということ会合における指摘事項の回答ということで赤字で修正してる箇所がございます。
0:00:48	あと、資料の 4 につきましても原子炉格納容器の特別点検に関わるものですが、こちら内容の修正が赤字でございます。
0:00:57	資料の 3 と資料の 5 につきましては、
0:00:59	原子炉容器とコンクリート構造物の特別点検のオオシオになりますが、修正した箇所はございませんが、適宜、ヒアリングの中で
0:01:09	戻っていただいてですね確認していたこともあるかと思ひまして資料をご準備しております。
0:01:15	それでは資料の 1 からご説明させていただきたいと思ひますが、こちらの資料が少し前後しますが、資料の 1 のですねエクセルの最終ページになりますが、
0:01:28	27 番目から 29 番目のコンクリート構造物からご説明をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。
0:01:37	説明者変わります。九州電力の大隈です。今回コンクリート関係としまして No.27 から No.29 の三つのコメントに対してご回答差し上げます。
0:01:51	で、コメントの内容につきましては、コメント 20No. 27 番については、キロウ確認した記録にを記載するというコメントでございまして、
0:02:03	すべての点検項目に共通することでございますので、一つの点検項目を例にご説明させていただこうと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。
0:02:17	はい。お願いします。
0:02:20	はい。それでは中身の説明についてはイデとムラオカの方から説明差し上げます。よろしくお願いいたします。
0:02:28	九州電力の井手と申します。本日はよろしくお願いいたします。私の方からは、コメントナンバーの 27 と 28 についてご説明をさせていただきます。コメント No. 29 に関しましてはムラオカの方からご説明させていただきたいと思ひますよろしくお願いいたします。

0:02:44	早速ですけれどもコメントNo. 27に関しまして、先ほど久我の方からご説明がさせていただきましたように衛藤代表の
0:02:53	コメント回答資料の 14 番の方でご説明をさせていただきたいと思っております。回答資料のですねコンクリートの 14 番をご覧いただいてもよろしいでしょうか。
0:03:09	この 14 番のご説明の前にすいません衛藤。
0:03:13	別紙です、コンクリート構造物の健全性調査に関わる記録リストというのを作っております、資料で言いますと、お手元にお配りしてる資料でいうと一番最後のページにですね別紙 1 としまして、
0:03:31	整理表とは別にお配りしている資料になりますけれども、こちらの方に別紙 1 としてコンクリート構造物の健全性調査に関わる記録リストということで、
0:03:42	ナンバーの①から⑨までの記録名を記載した一覧表をつけております。これを踏まえてすいません。衛藤もう一度
0:03:52	コンクリートの、回答資料の 14 番を見ていただきまして、
0:03:57	こちらの方の説明の欄のところにまず別紙 1 として、コンクリート構造物健全性調査に関わる記録リストという文言を追記させていただいております。
0:04:09	1 枚めくっていただきまして添付の 1 の方に特別点検の、こちらに関して強度試験の結果のまとめ表になっておりますけれども、
0:04:20	こちらの点検結果の欄の 1 号炉 2 号炉、それぞれに記録と、
0:04:26	いう項目を追加させていただいております。こちらの方に先ほど別紙 1 でありました、記録のナンバーの①から⑨を、該当する部分について記載するような
0:04:39	形で手術追記させていただいております。
0:04:45	他の 15、それから残りの分についても同様な修追記をさせていただいております。
0:04:53	その中で 17 番、
0:04:55	に関しましてですけれども、ちょっと 17 番をご覧いただきたいんですけども、
0:05:02	こちらはですね
0:05:05	乾燥状態とする供試材の必要変化の測定数値を変更してもよいとする根拠を提示することと、
0:05:11	いうコメントに対してなんですけれども、こちらはですね、キロ食うとしてはございませんで
0:05:18	既往の研究の方で、各確認を取っていただきましたので、こちらに関してはですね、既往の研究の論文名を発行元を追加させた状態で江藤地域の方をさせていただいております。
0:05:38	コメントの 27 に関しましては、以上になります。
0:05:44	続いて 28 番についてですけれども、コンクリートの、回答資料。

0:05:51	の 16 をご覧いただきたいと思います。
0:05:55	こちらに関してはですね、既往の研究の論文、
0:05:59	の発行元を追記することというコメントに対しまして、
0:06:05	論文の発行元であります、日本建築学会タイ会学術講演、
0:06:13	購買中の添付 1 に関しては関東テープに関してはトーカイというのを追記させていただいております。
0:06:21	すいませんコメントの話ではないんですけれども、前回提出させていただいたヒアリング資料と今回、
0:06:31	提出させていただいたヒアリング資料をにしましてちょっと一部、
0:06:36	記載のミスがございまして、そちらにしましてはですね黒字カー黒字版をご提出させていただく際にですね、
0:06:46	適正させていただいて、
0:06:49	提出させていただこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。
0:06:53	2728 については以上になります。
0:06:58	はい。続きまして説明者変わります衛藤土木建築本部の村岡と申します。よろしく願いします。
0:07:03	コンクリートのコメントNo. 29 についてご説明いたします。
0:07:08	こちらは資料 1 の 26 番になります。
0:07:16	ナンバー29 のコメントとしまして促進膨張試験の時期、場所記録名、そして判定基準の引用元、これら 4 点を追記するようにといただいておりますので、
0:07:29	まず、判定基準の引用元につきましては、ナンバー26 の 1 枚目、説明文の本文中に、
0:07:36	提起をしております。
0:07:39	そして衛藤コメント回答資料 26 番の最終ページに、
0:07:44	新たに添付 2 を設けまして、こちらに、コアの採取箇所、そして試験の実施時期、そしてその他と同様に記録名を追加しております。
0:07:56	なお、パワーポイントになりますけれども、資料 2 審査会合における指摘事項の回答、こちらの方にも現在判定基準の引用元に関する情報が、前回のヒアリングの時点では不足しておりましたので、
0:08:10	そちらの情報を追加しております。
0:08:12	それぞれのポイントのページ 9 ページ 11 にナンバー26 と同じように、判定基準の引用元を追記しております。
0:08:21	以上で金。
0:08:23	コメント 29 番のご説明を終わります。
0:08:32	コンクリート関係のコメントのご説明は以上です。
0:08:37	はい。規制庁藤川です。
0:08:40	何かコメントありましたらお願いいたします。

0:08:45	原子力規制庁の小嶋です。ただいま説明していただいたものについて
0:08:52	確認、間違いないか確認だけちょっと
0:08:56	認識違いがないように確認だけさせていただきます。
0:08:59	ナンバー20、
0:09:02	何ですか
0:09:05	別案。
0:09:06	今日いただいた資料1の最終ページのところに記載されているこの①から⑨の部分。
0:09:13	のものというふうな、理解をしたんですけどそれで間違いなかったでしょうか。
0:09:20	九州電力の井手でございます。ご認識の通り間違いありません。以上です。
0:09:26	原子力規制庁のコジマですわかりました。
0:09:32	文献のやつはですね
0:09:37	作家発表ですかね。そういった形で、
0:09:40	いつのものかというのが書かれているのでそれで確認させていただきました。
0:09:45	一番最後の、
0:09:48	促進膨張試験についても、ここの資料1に記載されていること。
0:09:55	あとは資料5ですかね、特別点検のところに、
0:10:01	記載されているのでそれについても確認しました特にこれらについて、
0:10:06	新たなコメントとは私からはございません。以上です。
0:10:16	規制庁の藤川です他コンクリーの関係で質問、確認等ありますか。
0:10:24	なければ、九州電力3通、説明の方続きをお願いします。
0:10:33	はい九州電力の福山でございます。ちょっと現場の拝聴、こちらの配置を変えますので、お知らせお時間いただいてもよろしいでしょうか。
0:10:42	規制庁古川ですはい、承知しました。
0:11:23	九州電力の福山です。お時間いただきましてすいません。それでは引き続きまして、コメント会、コメント反映整理所のうち概要説明について、フクヤマの方からご説明をさせていただきます。
0:11:37	まずコメントNo.の4番についてですが、こちらはコメント回答資料1の後ろの方につけてございますコメント回答資料の4番、
0:11:47	を使いましてご説明をさせていただきます。
0:11:50	まず
0:11:51	コメントの内容につきましては、運転期間延長認可申請の認可の時点で前提として、必要な設備購入がすべて終わっているということをご確認いただく必要があると。

0:12:03	いうことを明記して欲しいということと、あと主な設工認と、最新の点、いずれとの施行にまで評価に反映しているのかというところを、
0:12:14	評価書の方で明記して欲しいといった旨のコメントをいただいておりますので、それについてのご回答です。
0:12:21	まず、全体の方針を説明に記載しておりますが、新規性基準江藤測定重大事故等対象設備及び劣化状況評価の対象となる設備のうち、
0:12:33	最新の設備に係る設置購入の経緯につきまして、劣化状況評価書の2ポツ3に記載をすることを書き加えさせていただきます。反映の内容を、
0:12:44	添付の1添付の2それぞれ1号機2号機、記載をしておりますので、そちらをご覧くださいというふうに思います。まず、1号機について添付1です。2ポツ3の技術基準規則への適合に向けた取り組み。
0:12:58	及びそのスケジュールということでまず冒頭で、本申請の時点におきまして、技術基準規則に的に定める基準に適合していないものはない。
0:13:08	なお、技術基準規則への適用に向けた主な取り組みについては以下の通りということで、記載をしておりますそれぞれ新規性基準特定重大事故等対処施設、
0:13:19	及び最新のテープ購入の人、申請の日付と、補正をしている場合には各号機の補正の計及び認可日をそれぞれ記載をしております。
0:13:32	また特定重大事故等対象施設につきましては、3分割して申請をしておりますので、
0:13:38	それぞれの系統に申請日及び補正日と、認可日を記載しているという状況です。
0:13:45	1号機につきましては最新の設工認というのが、緊急時対策所、東急基金代替緊急対策所の接続工事になりますので、
0:13:55	これの申請日と、人の整備と認可日を記載させていただくという方針で考えてございます。
0:14:03	添付に衛藤2号機の方針を記載しておりますけども、基本的には1号機と同様な同様の内容になっておりまして、す。最後の最新の工認のところ、
0:14:15	だけが異なっておりますが、こう練り高エネルギーアーク損傷対策工事、こちらの非常用ディーゼル発電機に関するものの申請が、最初の購入ということになっております。
0:14:26	こちらにつきましても申請日と認可日を記載するというので方針を考えております。
0:14:34	コメントの4番については以上です。
0:14:39	続きまして、
0:14:41	コメントの5番についてご説明をさせていただきます。
0:14:47	これについては新知見として、られた情報とその抽出も整理することということで、評価書の本文の方に、劣化状況評価に反映すべき運転経歴について、

0:15:00	国内のものが1件と、あと海外のものは1件という名は記載をしておりましたけども、
0:15:06	その抽出元といいますか、フィールドから抽出された知見であるかといった旨を記載しておりませんでしたので、
0:15:14	その紐づけを、
0:15:16	評価書補足の方で構わないので記載をして欲しいといった旨のコメントをいただいております。
0:15:22	説明の中に書いております方針は、補足説明資料に書いている内容と基本的には同じ内容になってるんですけども、おさらいとしまして調査ファイのところを読み上げますと、まず僕内の運転経験としては、
0:15:37	原子力施設情報公開ライブラリーニューシアに公開されております情報のうち、トラブル、トラブル情報と保全品質情報を抽出元のフィルターの考え方としてます。
0:15:50	また海外の運転経験については、NRCの部店、GenericLetterインフォメーションノーティス、
0:15:56	が一つ目のフィルターの考え方で、もう一つが、PWR海外情報検討会で重要情報としてスクリーニングされた情報や社外の組織からに移した情報、
0:16:07	そういったところを、フィルターの対象としております。
0:16:10	この二つ目のポツについては、
0:16:13	審査会合のコメント回答資料のほうに追記をさせていただいている内容になります。
0:16:18	その結果といいますか、定理の内容、整理した内容を添付の1に示しておりますので、国内における運転経験の事実結果は1点となりますが、大飯3号機のオスプレイの配管溶接部におけるの指示ということで、
0:16:31	これについてはニューシアの保全品質情報からのになります。また表に海外における運転経験書いておりますけども、
0:16:40	英国ベルビルの、2号の制御棒駆動機構のサーマルスリーブももについてですが、こちらについては出典がNRCのインフォメーションノーティスになります。
0:16:52	劣化状況評価に衛藤様みたいにした試験というのはこの2件になっておましてそれぞれについて、
0:17:00	整理をさせていただいております。
0:17:03	続いてコメントNo. の6番ですけども、
0:17:08	藤大井3号機の加圧器スプレイライン溶接部におけるでしょう、これについて衛藤。
0:17:14	施設管理方針に記載するかどうかといった方針をどこかに明記しつつ旨のことでコメントをいただいております。
0:17:21	これにつきましては、

0:17:23	審査会合における指摘事項の回答のパワーポイントの資料になりますけれども、これの
0:17:29	16 ページに伝えをしております。
0:17:34	えっと、前回、こちらお示しております通り、当該事象に対する評価を、審査会合におけます指摘事項を踏まえて、
0:17:44	評価書に追記するという事で考えております。
0:17:48	この指摘を踏まえて、評価を実施をして、その結果、
0:17:56	施設管理方針に追加すべき事項が充実されない場合には、施設管理方針は追記しないといったことを書かせていただいております。
0:18:03	基本的には、この評価の結果、施設管理に追加するものはないというふうに考えておりますけども、
0:18:11	おりますので中止されない場合には施設管理ポイントを追加しないと、いう旨で記載をさせていただいております。
0:18:19	この評価の結果を踏まえて、次、評価書を修正するタイミングがございましたら、そのタイミングで、適切に地域対象箇所に記載するという事で考えております。
0:18:33	コメントNo. 6 については以上です。
0:18:38	Japan次、コメントをちょっと番号飛んでしまっておりますが、次、8 番については、中性子照射脆化に関わる内容となりますので、こちらにつきましては後日修正上調査成果の説明の中で、
0:18:51	ご回答させていただきたいというふうに考えております。
0:18:54	私の方から説明は以上となります。
0:19:03	はい。規制庁藤川です。
0:19:06	について質問コメント等ありましたら、お願いします。
0:19:18	はい。規制庁、大浜宮です。
0:19:22	二つ目の新知見のところで確認をしたいと思います。
0:19:31	これ評価章の、
0:19:36	国内外のムラタな運転経験及び最新知見の反映というところに関するもの。
0:19:42	ですが、ここの文書の中に、
0:19:49	入れる。
0:19:51	ということ。
0:19:55	入れたあの本さ。
0:19:57	ここに入れるという理解で。
0:20:00	よろしいでしょうか。
0:20:04	九州電力の福山です。ご認識いただいている通りとなります。大井の件につきましては現在記載をしておりますので、今後追加をさせていただくという流れになります。以上です。

0:20:23	旧長前です。
0:20:25	でしたらまた同じ質問更問です。もう、
0:20:30	例えば、評価書 2 号の評価書の 24 ページで、
0:20:36	また海外の運転経験としては、云々と書いているところに、複数が書かれる、今はNRCだけなんですけれども、それが複数、ここに書いてるような書き方でなされるという理解でよろしいですか。
0:20:53	九州電力の福山です。ご認識いただいている通りとなります。すいません先ほどちょっと誤解があったらいけないので少しだけ補足をさせていただきますと、
0:21:03	補足の説明の中の添付でつけている今日、
0:21:07	要は、抽出元を記載している表については評価書の方には記載いたしません、その結果として抽出された事象については記載させていただくということで考えております。
0:21:17	以上です。
0:21:21	規制庁アマヤです。
0:21:24	了解しました。
0:21:27	私からは以上です。
0:22:25	規制庁の藤川です。概要説明の 4 番、
0:22:32	運転期間延長認可申請の認可時点ですべての設工認が終わっているかどうかというところで、
0:22:37	説明のところ、新規制基準特定重大事故等対処施設及び劣化状況評価対象となる設備のうち、
0:22:46	と書かれていて、
0:22:49	とうな。
0:22:51	で、
0:22:53	要は、
0:22:55	基準というか、こちらとしては全部の設置購入をちゃんと、
0:23:01	運転延長認可申請のタイミングで認可されている設工認全部含まれているんですよねっていうことを確認したいんですけど、この書き方だと何か、
0:23:12	ちょっと限定しているんじゃないかというふうに読めてしまうんですけどそういう意図ではないですよ。
0:23:23	九州電力の寺本です。今後ご説明いただいた通り、そういった意図で記載しているものではございません。すべてを反映しているということで書いておりますけども、ちょっとこの記載、
0:23:35	あとそういったふうに読めてしまうと思いますので、
0:23:38	もし、この概要説明、
0:23:40	コメント回答資料の掛け売りについては少し修正をいたします。そうですね。はい。修正いただいた方が誤解はないかな。

0:23:59	規制庁のトガサキですけど。
0:24:04	5番、6番です。6番の、
0:24:08	表のコメント対応のところの書きぶりと、
0:24:15	資料2の16ページの梶井。
0:24:18	この書きぶりがちょっと若干、
0:24:21	違うような気がするんですけど。
0:24:25	※表の方は、
0:24:30	評価の結果施設管理方針追加すべき事項が中止された場合は施設管理、
0:24:36	方針へ追記する。
0:24:40	パワポの方は、
0:24:42	評価の結果施設管理方針へ追加する事項が抽出されない場合は施設管理費。
0:24:48	投資には追記しない、低下。
0:24:51	違う。
0:24:53	んなのかっていうのをちょっと教えてもらいたいですけど。
0:24:59	九州電力の福山です。ちょっと記載の整合がとれておりませんで申し訳ございません。記載している趣旨としてはどちらも変わらないというか裏返しになっていると思うんですけども、
0:25:10	我々として書きたい文言としてはパワーポイントのほうに記載している文言で書きたいというふうに思っております。趣旨は変わらないんですけども、
0:25:21	基本的には教科書に評価するように施設管理方針に反映する気する事項はないというふうに思っておりますので、
0:25:29	そういった旨、ニュアンスで書きたいということで、パワーポイントの記載のほうに修正をしたんですけども、ちょっとリストの方に反映が漏れておりましたので、
0:25:39	そちらの方の方も、抽出されない場合には、施設管理方針には追加しないというふうな文言に修正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。
0:25:51	規制庁のトガサキですけど、この表評価の結果って書いてあんですけど評価っていうのは誰が評価する、誰がいつ評価するんですか。
0:26:03	九州電力の宇山です。当社が評価を実施いたします。指摘新価格審査会合における指摘事項を踏まえて、評価を実施した上で、
0:26:14	評価書に反映すると、その上でその評価の結果、施設管理方針に持ち、追加すべき事項があった場合にはさらに施設管理方針にも追加をします。
0:26:25	そういった考え方でおります。以上です。
0:26:28	成長のトガサキですけど、いつ評価されるんですか。

0:26:38	九州電力の福山です。衛藤審査会合で指摘を受け、
0:26:43	指摘をいただいた後から審査の評価を開始してございます。
0:26:47	現状、したがいまして評価を実施中というケースになるかと思えます。以上です。規制庁の藤トガサキですけどまず段階として、
0:26:58	審査会合の指摘を受けて、
0:27:02	回答のところであるように、
0:27:04	1ヶ所、状況評価書へまず反映するって書いてあるんですけど、詳細内容を、こういう、
0:27:11	トラブルというか事象がありましたっていうのは、
0:27:14	すぐに書かれるっていう。
0:27:17	ふうにまず考えていいのかっていうのと、あと、それを施設管理方針に入れるかどうかっていうのは、評価を行った上で、
0:27:26	判断するということで、
0:27:29	評価っていうのは
0:27:32	これから行って、
0:27:35	審査が終わるまでに、
0:27:38	その評価を終えて、
0:27:40	補正で、
0:27:42	必要に応じて施設管理方針に追加するっていう、
0:27:45	ことを言ってるんですか。
0:27:50	布施電力の福山です。今ちよっとご説明いただいた通りのご認識です。
0:27:55	従いましてまだ補正をしておりませんので、評価書には反映ができていないという段階です。で実施をしており、磯田氏指摘を踏まえて実施、評価を実施しておりますので、
0:28:08	それを踏まえて適切に補正を、
0:28:11	補正を経て、劣化状況方針反映及び施設管理方針への反映もその
0:28:18	五名で判断する。
0:28:19	いう考えです。以上です。規制庁のトガサキですけどむしろそうであればコメント対応の表に書いてある。
0:28:28	というのが次、適切なんじゃないかと思うんですけどというのは非アノ評価をしてみないと、施設管理方針に追加が必要かどうかというのはわからないと思うんですけど。
0:28:39	このパートの方だと、もう、
0:28:42	その施設管理方針に、
0:28:44	もうは追記しないっていうことを前提に、評価が行われるように見えてしまうんですけど、
0:28:52	そういう認識で考えられてるっていうことなんですか。

0:29:07	九州電力の福山でございます。おっしゃっている通りかと思えます。今のパワーポイントの記載は
0:29:15	記載しないことを前提としたような書き方になっておりまして、あと、こちらの趣旨としては、評価の見通しとしてはある程度立ってございますので、基本的には、記載記載する予定はないといったニュアンスを含めたかったということで記載しておりますが、
0:29:32	おっしゃっていただきました通り、評価をこれからやって判断すべき事項ということなので、やはり
0:29:42	リストの方に書いてはいつという書き方。
0:29:45	追加すべき事項が抽出された場合には施設管理方針に旧追記をするといった書き方で統一をさせていただければとも思います。
0:29:54	申し訳ございません。
0:29:57	はい。どちらでもいいと思うんです。もしあの今中間評価みたいなので、
0:30:03	施設管理方針には反映する必要がないという評価計画が出てるのであれば、
0:30:09	それを書いていただいて、
0:30:11	その場合には追記しないっていうふうに書いてもいいと思うんですけど。
0:30:15	まだ評価を行ってないんであれば、やっぱり評価が終わらないと、反映するかどうかするのは決まらないと思いますので、
0:30:24	もう表、反映しないという前提で、書かれてるとなっているのは、
0:30:30	あんまり適切ではないと思いますので、
0:30:35	表現をちょっと検討してもらえればと思います。以上です。
0:30:40	九州電力の香山です。ご指摘ありがとうございます。修正をさせていただきます。
0:30:59	規制庁フジカワでそこは、この概要説明のところでは何かありますか。
0:31:03	規制庁側から。
0:31:07	なさそうですかね。
0:31:11	はい。
0:31:14	ちなみに評価結果のこの、
0:31:17	ナンバー6の評価結果、いつ頃出るとかってわかりますから、確定するのはいつかっていうのは
0:31:35	九州電力の福山です。そんなに時間を取るものではないんですがちょっと今正確にはお答えできないんですが、この2月中中旬頃には
0:31:45	結果、確定した情報が
0:31:49	ご提供できるかと思えます。以上です。規制庁フジカワで承知しました次の、
0:31:55	次の次とかそのぐらいの会合では説明してもらえます。
0:32:00	ようなイメージですかね。

0:32:02	とりあえずわかりました。
0:32:05	培養説明は以上で、
0:32:07	次の
0:32:09	原子炉容器つと。
0:32:11	の方の、
0:32:13	いたします。
0:32:15	はい。九州電力の減収分は全部本部ウエムラから原子炉容器のご説明をさせていただきます。
0:32:21	資料1のリストの13番。
0:32:24	ただ、ご説明させていただきます。12月20日にいただいたコメントのご回答になります。
0:32:33	まず13番ですが、炉心利益の設定について高燃焼度になる前の燃料も踏まえて設定しているのかと。
0:32:41	ということで、コメントの対応としては運転開始から使用して、
0:32:47	いたすべての燃料のペレット高さを考慮して設定してございますので、
0:32:52	高燃焼度になる前の燃料も含んでございます。
0:32:55	関連して14番15番も同じ資料を使いますので続けてご説明させていただきます。
0:33:02	14番の神野駅の設定について寸法、
0:33:06	等の記載を入れることということをご指摘いただきまして、資料が
0:33:13	特別点検原子炉容器の14、15という資料になります。
0:33:19	1枚めくっていただいて右肩添付の2分の1、
0:33:23	私のところにですね、修正を入れておりますが、まず、コメントの13番で先ほどご回答させていただいた旨も少し入れておりまして、
0:33:33	試験範囲設定の考え方の2行目ですね、燃料集合体で、
0:33:39	39年のヨンパチ燃料5燃料ということでこれまでのすべての燃料がわかるように赤字で追記をさせていただきます。
0:33:46	次のページに、まずコメントの14番のご回答として、
0:33:52	燃料高さの部分のご説明を入れさせていただいております。
0:33:58	下ほどですね、寸法の2増ということで、燃料集合体の方から燃料までの高さ、
0:34:05	あとは※1※2で、それぞれ高い燃料とすいません、方から
0:34:12	の燃料の例として、燃料も0102ということで
0:34:20	寸法を記載してございます。
0:34:22	前回ですね後使った資料では、
0:34:27	燃料棒ABというふうにちょっと書かせていただいたんですがA型燃料B型燃料とちょっと混同する可能性がありますので燃料棒0102という形で修正をさせていただいて、

0:34:38	これらの数値を、を追記させていただいております。
0:34:43	コメントのリストのほうに戻りまして 15 番でBMIの 1 件範囲について
0:34:52	タイ寸法包含することの記載と、あとは熱影響分を包含しているかというところでご指摘いただいております。
0:34:59	先ほどのオカイトウ資料のですね、1045 番の右肩、添付の 3、
0:35:08	見ていただきますと、
0:35:10	MVT和をするときの試験設定の考え方を記載させていただいています。
0:35:16	私の方からですねミヤザキ浅川のご質問に対して熱影響も含んでいまずというご説明をさせていただいておりますが、正確ではございませんで、正確にはですね、BMIの溶接部は、
0:35:28	応力腐食割れが想定される 600 系のニッケル合金の主要部ということで、こちらについては、J溶接部と、
0:35:36	帝国金庫への熱影響を、
0:35:40	させないためのバタリングですね、こちらに 600 系の材料使ってますけども、
0:35:46	こちらがですねCCを起こす可能性が高い部分になりますので、そちらが基本的には、試験範囲ということで設定をしておりますが、それらにですね解析寸法のばらつきや飛び込みというのはある程度、ばらつく部分もありますので、
0:36:02	そういったところを包含するようにこの数字を設定していると。
0:36:07	こういうことでございます。
0:36:12	で、少しちょっと修正の回答の内容を修正させていただいておりますそれで赤字で追記をしております。
0:36:19	15 番につきましては以上になります。
0:36:22	またリストに戻っていただきまして、16 番ということで、
0:36:27	ノズルコーナーのECTにつきまして、ステップ幅がわかるように図を入れることということで
0:36:35	ご指摘いただいております。
0:36:36	サイトウ資料の右肩、
0:36:40	16 ページ。
0:36:41	2、
0:36:43	これまで、
0:36:44	まとめた表をつけさせていただいておりますが次のページ、
0:36:49	2、今回、ステップ幅をつけたということでご回答させていただいております。
0:36:55	具体的には添付の 2 になりますけれども、
0:37:01	添付の 2 の

0:37:05	2分の1にまず、
0:37:08	入口。
0:37:09	ノズルコーナーと出口のを平たん部に使っているプローブの絵を載せております。
0:37:17	ちょっと読み上げは伏せさせていただきますがこのような、
0:37:24	形でスキャンをしておりますステップを踏んでスキャンをしております、
0:37:29	クロスコイルの寸。
0:37:33	一方、
0:37:34	ステップ幅、
0:37:37	こちらに記載をさせていただきますいております。
0:37:41	めくっていただきまして添付の2の2分の2の方で、
0:37:48	今度は出口。
0:37:51	オーナー、これ凸部で
0:37:55	丹野先ほどのプローブが使えない部分には、
0:37:58	このような形のプローブを使用しております、こちらはステップ操作ではなく、ノズルコーナーに合わせまして、
0:38:08	周方向に動かすことでスキャンをしているものになります。
0:38:13	こちらもしいません読み上げはちょっとさせていただきますがこのような形で、
0:38:20	試験をしている図を追記させていただきますいております。
0:38:23	16番の回答は以上になります。
0:38:27	リストに戻っていただきまして、17番ということで、
0:38:34	今回、
0:38:35	入口を横暴な分につきましては側面、
0:38:41	やっておりますが、
0:38:43	実際の対比試験は平板であるということでこちらの適切性と、
0:38:48	を説明することということでご指摘いただいているものになります。
0:38:53	説明資料は次、右肩、
0:38:56	17番の添付1ということで今回ご準備しておりますが、
0:39:02	神田神田さんの確認方法というのがありまして、こちらにつきましては、ジャッジアップの中で1デシベル以外であればいいと。
0:39:12	ということで設定がなされております。
0:39:16	すいません添付の1に行く前に申し上げませんボックスの中で少し
0:39:21	サイトを記載させていただきますいておりますけれども、
0:39:24	ECTのタイ試験のうち、平たん部については、さ、
0:39:29	底盤の大試験を用いておりますけれども、曲率が井口コーナー大きいので、

0:39:35	探傷結果が表面形状の影響を受けにくいという判断をしまして、使っております。で、先ほど申し上げた通り弱岩上さんが1平米を超えないということを確認すれば用いることができるというふうに書いてございますのでそちらの確認をした上で使用していると。
0:39:52	ということで、
0:39:53	添付の1になりますけれども、
0:39:58	実際に実機形状を模擬した入口関連のモックアップを作成しております。コーナー部に放電確保したスリッドを付与しております。
0:40:06	これを付与したスリッドというのはタイ試験に用いているものと同様ということでこちらの感度さを確認して使用しているということでも、その赤枠の中にモックアップの
0:40:21	ずっと2ポツですね、各アカウントさんの確認をしております。
0:40:28	周波数につきましては記載の通りの周波数を使っておりますけれどもこの中でも、神田さんが一番大きかったものでも、0.51 デシベルということで、1 デシベル以外の確認をして使っているということになります。
0:40:43	17番は以上になります。
0:40:46	RVの該当最後になります。18番。
0:40:50	ということで、
0:40:52	PCT価試験の幅傷の長さの根拠ということで18番の資料を準備しております。
0:40:59	まず、ECTを体験試験ということでコーナー部に使用しているものになります。
0:41:05	重役抜きでは先ほども出てきましたが、0.3という数値がありますけれども放電加工の際に加工の制約が少し大きいということもありまして、
0:41:16	これらの数値を付与しております。
0:41:19	多賀さんにつきましても、プローブの大きさと、確認すべき長さというのを考慮して
0:41:27	設定をしております。
0:41:29	端部も考え方同じでして、
0:41:32	規定されているものを、
0:41:35	頭を幅を基本的には付与しているということをプローブに、
0:41:40	よりも大きい
0:41:42	スリッドというものを設定しております。
0:41:46	AMIのECTも基本的には考え方は同じになります。
0:41:54	RVにつきましても、以上です。
0:42:05	はい。規制庁の藤川です。ではこの原子炉容器なところで、
0:42:10	質問コメント等ありましたらお願いいたします。
0:42:15	規制庁の宮崎です。

0:42:17	年、
0:42:19	コメント番号の
0:42:21	15 番の件ですが、
0:42:24	説明資料でいうと、1045 の添付 3、1 分の 1 ですね。
0:42:30	こちらなんです、
0:42:32	ちょっとここで確認なんです、
0:42:35	し、
0:42:37	いや、特に水平方向ですね。
0:42:41	水平方向について確認なんです、
0:42:43	これ検査対象は、溶接部という認識なんです、
0:42:48	溶接部というのは、
0:42:50	溶着金属と熱影響部ということですね、という認識なんです、
0:42:57	ここで言う溶接部については溶着金属部だけということ。
0:43:05	九州電力の植村です。実際ですね、ちょっとわかりやすいのはその前のページの添付の 2-1 分の 1 にも同じようにBMIの図がありますけれども、
0:43:18	実際はですね
0:43:23	ご指摘の通り、黒い部分がインコネルの 600 で白くて、斜めに椅子は斜めというか、曲がり部を持ってしてる分がバタリングになりますけれども、
0:43:36	ここがですね 605 期になりますで、その周りがですねサス 304 のフラット 5 ミリ程度のクラッドを施工しておりますので、クラッドの部分は SCC、
0:43:50	が発生しないと。
0:43:52	ということで、基本的には 600 のこの世金属容器の部分が、
0:43:57	確認の対象になった玉をそこを包含するように広く見てますと、こういうご説明になります。これ
0:44:04	お考えの通りで、
0:44:06	問題ないか、認識を通りになります。以上です。
0:44:13	規制庁宮崎です。
0:44:16	資料飛んで恐縮なんです、
0:44:18	て特別点検の補足説明資料、
0:44:23	出ますかね。これの 19 ページなんです、
0:44:26	1 号機でも 2 号機でも一緒です。19 ページなんです、
0:44:33	19 ページに図 4-3-2 というのがあって、
0:44:39	これ左側の図ですね、ちょっと紙資料出てますかね。
0:44:45	溶着金属ぶ一のは、藤ですね、把持というか、
0:44:51	溶着金属部の外側に、

0:44:53	例えば③-1とか03-2とか03の図、番号が振られたものですね。
0:45:00	これについては表面部ということで、実際に観察してるんですが、
0:45:05	これわあ、あれじゃないですかね溶着金属部の外側で。
0:45:10	熱影響部をねらっているということではないんですか。
0:45:15	そうですね九州電力宮村です。そうですね先ほどご回答の中でも
0:45:21	お詫びさせていただきましたけども、
0:45:24	実際3-1、
0:45:26	1のところとかですねその上の3-2ですね。
0:45:29	というのは表面部となっておりますけれども少し見ていただくと通常もですね、少し、
0:45:35	クラックがかぶっているように見えるかと思えますけれども、この辺りは先ほどのばらつきとかですね、そういったものを踏まえて少し広めに見ているということになりますので、ここは実際クラッドの部分を見ている部分もございます。
0:45:52	ご回答になっておりますでしょうか。
0:45:59	規制庁宮崎です。ということはあくまで溶着この横が、水平側については溶着金属部が対象になってるということですね。
0:46:09	そういうことを理解し、
0:46:12	はい。
0:46:13	ありがとうございます。
0:46:26	減少規制庁のモリタですけれども、
0:46:30	等、
0:46:32	コメント反映整理表でいくと13番の、
0:46:38	炉心領域の寸法の件で、具体的に、
0:46:46	資料に入れていただいてありがとうございました先方、炉心領域の先方はやっ
0:46:51	理解できたところですが、それで、
0:46:54	ちょっと可能かどうかわからないんですが、お聞きしたかったのは、
0:47:00	回答のための使われた資料の原子炉容器の中45で、
0:47:08	添付1の2分の2で
0:47:11	燃料棒①燃料棒マル2という形で整理していただいたところなんですけども、
0:47:17	燃料棒①と②が
0:47:22	これはそれぞれ
0:47:24	三級燃料ヨンパチ燃料を午後燃料の奴隷なのかっていうのは、
0:47:31	お聞きしたらお答えいただける。
0:47:35	ものでしょうか。

0:47:43	はい九州電力の植村です。少々お待ちください。
0:48:21	九州電力の江村です。
0:48:24	いずれもですね 5 号、
0:48:29	燃料になります。
0:48:33	原子炉規制庁の盛田です。わかりました。いずれも午後ですか。
0:48:39	そうですか。
0:48:41	わかりました。はい。
0:48:44	ちょっと私も 5 号の設計から寸法を自分なりに計算してるんですけども、ちょっと合わないなあと思ってたので三級か 4%Gの寸法で、
0:48:54	出てきてるのかなあと思ったんですよね。それで、具体的に入れていただいた寸法で、炉心領域キーとして出されてる寸法自体は理解できたんですけども、
0:49:07	ちょっと、いずれも 5 だということであればちょっと私としてはちょっともう一度、根拠資料と、
0:49:16	述べて確認してみたいと思います。どうもありがとうございます。
0:49:23	はい。です。よろしくお願ひします。
0:49:33	すいません規制庁の高野と申します。
0:49:37	と、
0:49:38	UTマシーンの関係で、ちょっと確認だけさせていただきます。
0:49:44	は何だろうとか、16 番のコメントに関連して、
0:49:49	後ろの方に
0:49:53	添付 1 でいろいろな
0:49:57	何ていうか、
0:49:59	知見のスペックが、なんつうか、装置の移動だとかそういうものの
0:50:07	が記載されておりますが、これは何ていうんすかね
0:50:13	とUTマシーンで持ってって、
0:50:18	ある位置に決めたらもう完全に自動でこの数字の通りに動くということでもよろしいんでしょうか。オペレーターが何かするようなことってあるんでしょうか。
0:50:31	その辺ちょっと教えていただければと。
0:50:39	はい九州電力の上村です。基本的にUTマシーンは、制御をする部分でございますけども、自動でセットして、
0:50:49	一次を決めて対処するというこゝで
0:50:56	UTイシイをやってございます。
0:50:58	以上になります。
0:50:59	そうしますとUT、真のオペレーターは、規約試験から見ると、試験補助員という形で装置のセットだけをする。
0:51:12	いう認識で間違いはないですね。

0:51:20	九州電力植村です試験補助員ということで、私県として実際の探傷には携わっていただいていますんで
0:51:30	先ほど全部自動というふうにご回答させていただきましたけれども補助員ではない部分も含めてですね、確認をちょっとさせていただければというふうに思います。申し訳ありません。わかりました補助員がやる範囲と、
0:51:43	試験がやる範囲って決まってると思いますので、その辺のところですよ。うまく説明してもらいたいなと思っております。よろしく願いいたします。
0:51:53	はい。九州電力の上間で承知いたしました。
0:52:07	あ、すいません。NRAコウノです。もう一つ、このマシンの性能というのは第三者確認みたいなものって受けてるんですけど、
0:52:20	九州電力の植村です。プラントメーカーと、我々を含む、BWR事業者で使っているものになりますけれども、
0:52:33	第三者の確認は、
0:52:36	受けていなかった。
0:52:39	そのメーカーと事業者以外のどこかの機関でというのは受けてなかったかと思えます。
0:52:44	以上です。
0:52:45	わかりましたありがとうございます。
0:52:57	原子力規制庁の山中です。
0:53:13	ECTの
0:53:29	方で、
0:53:33	はい。
0:53:45	ところと、
0:53:47	は、
0:53:55	九州電力の植村です。
0:53:57	大変申し訳ないんですが、ちょっと音声途切れてしましまして、
0:54:02	16番で複数コイルを我々がお示しさせていただいたものと、
0:54:09	特別点検の報告書のどちらをすみません今、申し訳ございません、1号炉の特別点検、
0:54:18	号炉
0:54:19	へと。
0:54:20	市野。
0:54:23	表の2-1。
0:54:32	その試験、
0:54:37	になるんで、
0:54:41	え一つとですね。

0:54:46	ここに載せてる試験コイルの寸法というところが黒須郡の寸法でその下の試験コイルの間隔というところについては、
0:54:59	今ここがこの、
0:55:03	記載と。
0:55:04	実際の我々が今回説明したところの感覚が違うというご指摘ですかね。
0:55:13	はい。
0:55:14	そう。
0:55:15	ます。
0:55:16	少々お待ちでよろしいですか。
0:56:04	すみません
0:56:06	お示ししている、すみません今回回答させていただいた数値というのは、
0:56:14	コイルの感覚というよりも、
0:56:16	コイルの重なりというか
0:56:18	ラップをしている部分の数値になりますので実際ですね、特別点検報告に書いてます 1-33 に書いている感覚というのは、実際、
0:56:30	今回のECTは感覚が何か、
0:56:34	短所に対してですね影響しているというところはなかったのだからこういった感覚というのは、今回も付けさせていただいてませんけどあまり意味がドバーツとしていると。
0:56:44	ということでどちらかという感覚といえば歳月のを書くとすればですね、これ同士の間隔を書くべきなんですけどそこが探傷に影響がないということで、
0:56:55	バーにしているものでして今回のご回答の数値とは異なるものになります。ご回答になっておりますでしょうか。
0:57:17	すみません。自分が勘違いなら、
0:57:21	そういった
0:57:26	ところで
0:57:29	ある
0:57:30	PLOHSの検出行為並び、方向感カガワ交渉寸法みたいに記載する単一プローブについては記載しないというのがあってこれは単一プローブっていうこと。
0:57:47	金属の上まで少々お待ちください。
0:58:11	中澤すみませんキドウエムラです。今、
0:58:14	指針で見られている場所は、
0:58:20	どちらになりますかすみません。はい。
0:58:33	確認します少々お待ちください。
0:58:54	駄目です。

0:58:56	九州電力の植村ですサノヤマナカご指摘通りでして、記載要領にもここに書いてある通り今回アレイプローブではございませんので、
0:59:05	ここがないので倍してるというところが、正解として正しいご回答になります大変申し訳ございません。
0:59:18	ありがとうございます。ちょっと、
0:59:25	我々もですね今のご指摘と我々回答が合ってるか再度確認をさせていただこうと思います。
0:59:32	よろしくお願いします。
0:59:33	よろしくお願いいたします。
0:59:49	規制庁宮崎ですが、
0:59:53	等、これは
0:59:56	12号のうち、説明資料の18番ですね。
1:00:00	のところの確認なんですけど、
1:00:03	参考一番下の参考のところ、
1:00:08	重役4217を引っ張ってきてるんですが、
1:00:12	その下から2行目。
1:00:14	プローブが域より大きく、
1:00:18	基準感度、位相角の設定が最近横瀬、測定できる大きさとするところの、
1:00:23	プローブ外径が引っ張ってきてるんですね。
1:00:26	一方で、例えば、(2)の平たん部用のところを見ますと、
1:00:34	宇和テーマ。
1:00:35	コイルの直径であるというふうに記載されてるんですね。
1:00:40	それでプローブ外径が出てきてないんですが、これは
1:00:45	間違いではないんですか。
1:00:55	九州電力の植村です伍して聞いの通りでして例えばですねBMIのECT値1件の長さのところを見ていただきますと、
1:01:05	ホイール外径のミリ数を書いた横にプローブIKというのを、すみません書かせていただいておりますので、
1:01:13	基本的にここで
1:01:16	ECTで我々が特別点検で使っているプローブは、
1:01:20	黒須郡なんですけど、同じ外形のものを使用しておりますので、正確にプローブ会計と書くことが、
1:01:29	正解でございますので、(1)のコーナー部と、
1:01:36	(2)の平たん部につきましても、プローブ外径という形で記載をさせていただこうと思います。
1:01:43	ご指摘ありがとうございます。
1:01:46	長ミヤザキですわかりましたどうもありがとうございます。

1:04:59	規制庁藤川です他は。
1:05:01	規制庁側から、この原子炉容器のところで質問ありますか。
1:05:13	はい。
1:05:14	と。
1:05:15	ではなさそうですので、原子炉容器のところは以上で、
1:05:21	仏ずキーの方九州電力さんお願いいたします。
1:05:28	はい九州電力の西田でございます。
1:05:30	引き続きまして原子炉格納容器にコメントいただいております件について、回答させていただきます。コメント反映整理表、大戸パワーポイント。
1:05:41	並びにコメント回答資料ですね、の方を、
1:05:46	を用いてご説明させていただきます。
1:05:49	まずコメント反映整理表に記載しておりますナンバー14ですね。
1:05:54	これがですね 1000、前は、コメント回答資料の一番にコメントを受けておりましたので、その改定という形でコメント回答 14、
1:06:06	を作成しております。
1:06:08	コメント回答資料No.14 のを、
1:06:12	をご参照いただければと思います。
1:06:16	このタイトルのところで前回コメントをいただきました内容を記載してございまして、説明の方で赤字、
1:06:26	追記させていただいております。まずコメントいただいております内容がですね、半球部のMへのいたわり図について、後半の配置が正確ではなかったという内容と、
1:06:38	大分わりず、数を使用した経緯について記載することといただいておりますので、まず
1:06:45	正確ではなかったという内容なんですけれども、説明のですねまず、12345 行目ですね、の方にちょっと赤字で追記してございまして、
1:06:56	当該いたわり図なんですけれども、点検内容をわかりやすく説明することを目的に作っていたと、なんですけれども、後半の配置が時期、す。
1:07:07	正確には実機と異なる箇所があったということで追及をさせていただきます。
1:07:13	二つ目のコメントの使用した経緯について記載することということで、
1:07:20	この説明の真ん中下ほどのお墨付き確保で記載しておりますが、
1:07:25	当該通り図を記載した経緯ということで、ちょっと読ませていただきますと、特別点検、データ採集合むに係る検討を行うにあたり、原子炉格納容器の点検範囲、
1:07:38	防犯の配置、
1:07:39	視覚的にわかりやすく示すための簡略図を作成する必要があった。

1:07:46	続いて②なんですけれども、半球部外面Aにつきましては、建設時の決定図を有していたことから、それを基に点検を行うメーカーにて、
1:07:56	半球部外面の管理図を作成しました。
1:07:59	ただしですね内面につきましては、建設時の決定図がないことから、半球部外面の徹底増参考に、メーカーにて、内面の簡略図、
1:08:11	を作成してございます。
1:08:14	③なんですけれども当該タワー率については、内側より見た方版の位置が正確には実機と異なる箇所があったが、
1:08:23	当社にて特別点検要領照査作成する際に、簡略図として記載したということで経緯を記載してございます。
1:08:34	コメントをNo.14 につきましては、室の説明は以上になります。
1:08:41	続きましてコメントNo. 15 なんですけれどももいただいていたコメントなんですけれども、高所でも、遠隔目視を実施している場所について、
1:08:52	接近可能であるが点検不可範囲の項目に記載されているため、記載の記載箇所を適正化すること。
1:09:00	また、相反業種をした遠隔目視を実施してトマトを確認できるか、できるのか確認できるのであればその旨を記載することと。
1:09:08	ということで、こちらの回答としましては、パワーポイントをの方のスライド25、
1:09:16	ご確認をお願いします、こちらのですね。
1:09:21	こちら考察の4-2-2E-4-2-2 ですね。
1:09:26	工場等で接近困難でありデータ採取法が適用できない範囲の市さんの、
1:09:32	五つ目のマルで赤字で記載してございまして、
1:09:38	こちらで要領で、また通常点検においてはという記載になるんですけれども、通常点検においては要領で定めたデータ採取方法を適用していないものの、
1:09:50	孔食に対して、草原双眼鏡を用いるなどして、可能な限り点検を実施していると。
1:09:58	しておりまして塗膜の劣化等が検出された場合は、必要に応じて塗裝修繕を実施することで塗膜の健全性を維持しております。
1:10:06	このことから、通常点検においても維持規格におけるVTフォーの、
1:10:11	要求を満足しているルート考えるという記載を追記してございます。
1:10:17	こちらのですね、
1:10:19	このことからという以降の文章が、コメントNo.の
1:10:26	16 ですね。
1:10:28	適用していないが塗膜の劣化を確認できる旨を説明すること。
1:10:36	ですね、人の回答にもなるのかなと。
1:10:39	思ってます。

1:10:40	考えております。
1:10:44	で、同じようにですね、
1:10:49	スライドを 18 の方の
1:10:53	記載にもですね 1、2 種、三つ目の、
1:10:57	丸になるんですけども、
1:11:00	先ほどのスライド 20 と同じような内容に見直してございます。ただこちらの方がですね、原子炉格納容器内のフロアや機器架台、
1:11:12	原子炉格納容器内外に設置された恒設シバユリというふうに、
1:11:17	先ほどの方は双眼鏡を用いてというふうに記載してございましたが、こちらの方では、
1:11:24	格納容器のフロア聞き方といった方法で、
1:11:27	確認しておりますというふうに記載を、
1:11:30	同じような記載をしてございますが、ここはちょっと若干違うと、いうふうに書き分けてございます。
1:11:37	こちらがですねナンバー16、1056 への回答になります。
1:11:46	続きましてコメントNo.17 なんですけども、こちらスライド 22 の方をお願いいたします。
1:11:53	こちら赤字で表を記載してございますが、
1:11:58	4-2-1、4-2-2、ですね、死別点検不可範囲の割合についてちょっとず、内訳を示すことと、
1:12:08	コメントいただいておりますんで、こちらの通りですね 1 号炉、2 号炉それぞれですね、接近可能だが要領を定めたデータ採取方法が適用できない範囲と、
1:12:19	高所等で接近が困難であり要領で定めたデータ採取方法が適用できない範囲と、
1:12:25	いうふうにパーセンテージでお示してございます。また参考でですね燃料移送管遮へい用コンクリート部に追われている範囲ということで、
1:12:35	参考で記載してございます。
1:12:37	ここで言って修正がございまして 2 号炉の燃料移送を監査併用コンクリート部に追われている範囲の内面が今 0.7 と記載してございますがすいませんこちら 0.8。
1:12:50	の間違いです。なので、次回提出させていただく際は 0.8 に修正をしたいと考えております。
1:13:00	以上が、コメントNo.17 に対する回答になります。
1:13:06	続きましてコメントNo. 18。
1:13:10	なんですけども、
1:13:12	リングガーダ部についても説明を、
1:13:15	することということをお願いしております、こちらの、
1:13:19	スライドを 23 の二つ目の丸になるんですけども、

1:13:24	こちらまた以降ですね、
1:13:26	字体を追求してございます。また、円筒部内面のリングガード部においては、通常点検では確認しづらい箇所にて、塗膜の
1:13:35	剥がれ等にされたということで、記載を追求してございます。
1:13:41	日本の方はですねリング型の方は確認されてなかったなのでこの記載はしてございません。
1:13:48	続きましてコメントNo.19、になるんですけども、
1:13:54	こちらですね不可範囲を含む後半の
1:13:57	うち、塗膜の劣化が確認された後半についてどの部分が点検可能範囲であれば2号炉、円筒部内面の5-1Bを、
1:14:06	全員にシミズことというコメントをいただいておりますのでそちらをコメント回答資料ということで、19ですね、の方で添付させていただいております。
1:14:19	コメントNo.19の回答資料をご参照お願いします。
1:14:25	こちら5-1bの転勤記録を例として添付1に示すということで、
1:14:30	記載をしてございます。
1:14:33	まず添付右方ですね19-添付1-3分の1をご覧くださいますと、
1:14:39	こちらがですねその後半を横にした、横にしてみた図になりまして、
1:14:46	この灰色の部分が干渉物、こちらがですね。
1:14:51	燃料ゆ、
1:14:53	良い相関のコンクリートだったり、当て板の範囲だったりとかをお示し灰色でお示しすると。
1:15:00	いうふうなことになりまして、
1:15:02	今の、
1:15:04	赤色の部分がですね直接目視試験をやる、実施しましたという範囲になります。
1:15:10	で、続いての3分の2がですね。
1:15:13	こちらが
1:15:15	戸松の劣化が確認されたということで、を示している。
1:15:19	目次試験の結果の詳細図となってございまして、左後半がですね、
1:15:27	このオレンジの枠で囲ってあるんですけども、この左上の方に、①②と、
1:15:33	いうことで気づき事項をまたは以上分ということで記載してございますが、
1:15:38	下の方に、
1:15:40	①、②というふうに
1:15:44	そこに今、フェーズ間劣化が見られたと、いうことで番号取りをしてございます。

1:15:50	その番号ドリーをしたところを写真を記録してございまして、
1:15:55	添付 1 の 3 分の 3 参照お願いします。
1:15:59	添付 1 の 3 分の 3 なんですけれども、こちらがですね。
1:16:03	真ん中の
1:16:05	ところを書いてございまして番号①と記載してございまして、添付 1 の 3 分の 2 の①②のうち、
1:16:16	①の方の劣化を記載してございまして。こちらをちょっと例として付け、お示しているということになります。
1:16:30	ちょっとヒアリングのちょっとコメント反映整理表の方には反映できておりませんが、
1:16:36	ヒアリングの中でご指摘いただいた、
1:16:40	ところについて、
1:16:42	赤字で反映してございましてところがありますのでそこをですねパワーポイントの方用いて、引き続き、
1:16:48	ご説明させていただければと思っております。
1:16:54	まず
1:16:56	スライドの、
1:16:59	17 ページになります。
1:17:04	こちら 4 の考察で 4-2-1 と、構成としましては 4-2-2 と、
1:17:11	いうふうに記載になってございまして、
1:17:15	こちらがですね接近可能だが要領で定めたデータ採取方法ができない範囲を 4-2-1、4-2-2 で高所等でいうふうに適用できない範囲と、
1:17:26	いうふうに記載をしてございまして、前回までちょっとあの記載の、
1:17:31	程度か。
1:17:32	というものがちょっと、
1:17:34	統一図るんませんですので、一応 4-2-1 と 4-2-2 を、記載程度感をちょっと合わせるために 4-2-1 の方にちょっと記載をさしてございまして。
1:17:46	内容としましては 4-2-2 と、ちょっと合わせているような形実態に沿った記載にしてございまして。
1:17:56	めくっていただきましてスライド 20 の一つ目の丸につきましても、
1:18:02	4-2-1 と同様な記載営業してございまして。
1:18:09	続きまして
1:18:17	またですね辛い 25 をですね、
1:18:22	もちろん 4-3-2 で、2 号炉、について特別点検で確認した軽微な塗膜の劣化についてお示してるんですけれども、
1:18:32	こちらの半球部内面の記載が、

1:18:36	次なんすかね、塗裝修繕を実施しているのかしてないのかっていうことがちょっとわかりづらいというコメントをいただいておりますので、こちらの、
1:18:46	記載を書き分けるような形をしてございまして、三つ目の丸なんですけどこちら、
1:18:52	丸二つ目で何すか、アクセス可能なフロア横切足場が設置されている範囲で確認された。
1:19:01	軽微な劣化の塗膜軽微な塗膜の劣化についてはというふうに、
1:19:06	カセ記載してございます。この箇所については塗裝修繕を実施したと。
1:19:13	いうことでまず記載しておりまして、三つ目の丸では、一方半球部内面の一部においてはというふうにちょっと記載を書き分けてございます。
1:19:23	あと
1:19:25	ここを、で出てくる舗裝修繕という言葉なんですけれども、前回まだ補修塗装と塗裝修繕という言葉がまじっておりますので、
1:19:35	塗裝修繕という言葉に記載を見直してございます。他の
1:19:40	ページでもちょっと修繕と見直してございます。
1:19:44	また半球部内面の一部において確認された塗膜の軽微な劣化、
1:19:50	ちょっと写真でお示し
1:19:54	することというふうにいただいております。こちらですねスライドを 30 ページ。
1:20:00	になります、
1:20:02	塗裝修繕を実施していない箇所の例ということで、
1:20:06	2号炉の半球部内面の写真の方を参考として付けております。
1:20:15	以上で原子炉格納容器の説明は以上になります。
1:20:23	はい、規制庁フジカワで説明ありがとうございますでは格納容器のところ、質問、コメントありましたらお願いいたします。
1:20:37	原子力規制庁の盛田です。
1:20:42	コメントホンユウ整理表の 14 番んで、
1:20:47	ご回答いただいてルーのは、-14 という資料になつた赤字で、ついでいただいた。
1:20:57	ことになってますけども、
1:21:01	事情は何となく見えてきたなと思ってるんですけども。
1:21:05	14 の、
1:21:07	説明のした
1:21:10	の方に書いてある。
1:21:12	いたわり図を記載した経緯のなか一んで、ちょっと事実確認だけしたいんですが、
1:21:21	ここに出てくるメーカーとその簡略図。

1:21:30	もう、
1:21:31	作った。
1:21:32	お作りになったのは、メーカーだっていうことなんですけど、ここで言うメーカーっていうのは、
1:21:39	プラントメーカーでしょうか
1:21:42	今回の特別点検に当たって各液位の点検をやってる
1:21:50	会社さんは多分別の会社なのかなと思ってて、
1:21:54	そちらなのか、そうじゃなくてプラント製造の方のメーカーなのか。
1:22:01	教えていただけますか。
1:22:04	はい。九州電力の西田でございます。ここで言うメーカーなんですけれども、プラントメーカーではなくてですね、実際に点検を実施。
1:22:14	下の協力会社になります。
1:22:19	以上です。
1:22:22	原子炉規制庁の盛田です。
1:22:25	ありました点検をしたほぐナカノアノ協力会社の方ですね。わかりました。そうするとこの図というのは、
1:22:36	特別点検を実施するに当たって、
1:22:39	調達管理リーで
1:22:44	点検を実施されてる会社さんとやりとりがされている。その調達管理の過程でもって、納められた当初の中の一部、
1:22:57	に入ってるものということでしょうか。
1:23:09	九州電力の西田でございます。こちら、コメントいただきました内容なんですけども、こちらはですねちょっと認識が違っておりました、
1:23:20	こちらの経緯の方にも記載してございますが、
1:23:23	協力会社の方に行って簡略図を作成しましてそれを
1:23:31	当社が
1:23:34	なんすかね特別点検要領書を作成する際に、記載したということ、という経理になってございます。はいとなってます。
1:23:44	原子炉規制庁森田です。わかりましたというか多分わかったと思うんですけど、要は、特別点検を行うに当たって、行われた自主点検の調達管理の過程でやりとりがあったわけではないんですかね。
1:24:03	作成されたのは、その実現をされた。
1:24:06	受ける会社さんだ。
1:24:09	けども、それが納められた、そのプロセス数は、何か、日常の何か、そのコミュニケーションの過程か何かで、こういうのいるよねっていうことで、
1:24:23	作ってもらったような資料だっていうことなんですか。

1:24:31	九州電力の西田でございます。そうですねご認識いただいている通りの認識になります。
1:24:38	そのプロセスの過程で、いただいた資料というふうになってございます。以上です。
1:24:45	現象規制庁の盛田です。わかりました。そうすると、
1:24:52	今回の特別点検を行うにあたってその協力会社さんから出てきたその自主点検の結果をまとめた。
1:25:02	報告書みたいなのがあると思うんですけども、そちらには、この資料は使われてないということよろしいでしょうか。
1:25:21	九州電力のニシダでございます。先ほどおっしゃられた報告書をの方には使っていないという認識でございます。
1:25:36	原子炉規制庁の盛田ですけども、ほぼ、
1:25:40	自主点検の報告書には使われてないと。だから、
1:25:46	今回この資料というのは特別点検んの。
1:25:51	九州電力さんが行う特別点検の要領書のところで初めて使われて、この資料の後ろにあるような経緯で、
1:26:03	その阿藤の説明資料とかにも使われたと、それだけだということよろしいですか。
1:26:12	九州電力の植村です。
1:26:15	小竹さんが言っていた通り我々が特別点検の中で確認した発電所にあります。自主点検報告書には使われてないと、ということで、我々もこのご指摘をいただいた後ですね発電所とちょっと確認をしております、
1:26:31	報告書、いわゆる結果に記録に影響があるものには使われてないんですけども、
1:26:38	その自主点検の要領書側にもですね、同じようないたわり図があって、そちらには同様にこのいたわり図を使っているというところが、すみません確認ができておりますので、
1:26:54	いや、なので自主点検の要領書には、
1:26:57	同じ性格ではないイダWISEの概略管理部、管理部が使われているということでございます。
1:27:07	原子炉規制庁の盛田です。わかりました。だから、自主点検も特別連携も要領書側の方にはこの簡略図が使われていると。結果を報告する時の報告の中には、
1:27:21	この関連数が使われてなかったもので、間違った。
1:27:28	2にはなってない。
1:27:30	ということですね。
1:27:32	はい、ご認識の通りです。
1:27:34	原子炉規制庁盛田ですわかりました。

1:27:40	ちょっと長々等、本件いろいろ、
1:27:44	質問してたんですけども、
1:27:47	点検ん特別点検の結果には影響ないんだということ等をご回答、最初からいただいてそれは私も最初から承知はしてるんですけども、
1:28:00	ちょっと気になっているのは一方で今回皆さんが特別点検を実施するに当たって本社のkm数の中で、
1:28:10	調達管理という行為でもって、自主点検を、
1:28:18	協力会社なりに、
1:28:19	実施させて、
1:28:21	特別点検というか要はそれ一の記録を確認することでもって行ってるというゴトウでした。で、一番
1:28:32	ヒアリングの時にもお聞きした通り、
1:28:36	特別点検のデータの信頼性が、そうすると自主点検の
1:28:45	信頼性がそのままダイレクトに来るので、
1:28:49	皆さんの品質管理上のね、
1:28:53	活動として、何か、
1:28:56	大きな問題になってないかということが気になったのでちょっと詳細に確認させて、
1:29:03	いただきました。ちょっと、もしかすると、今後、現地なんかで少しデータを見せていただく際に、こういう活動が皆さんの中であつたんだっていうことも踏まえて、
1:29:15	ちょっと我々見ないといけないのかなと少し思っているところです。事実関係はわかりました。以上です。
1:29:25	はい九州電力の梅津ありがとうございます。我々もそのような認識です。すね現地の方にも、現地確認いただく際もすね、
1:29:35	望みたいと思い、思います。
1:29:38	ありがとうございました。
1:29:58	規制庁、浜谷です。今の
1:30:06	質問の
1:30:08	違う観点からなんですけれども、
1:30:15	いたわりズー。
1:30:18	が
1:30:24	正確ではなかったというのが
1:30:27	規制庁側から見つけれたと。
1:30:30	いう観点で、
1:30:34	その観点での、
1:30:35	質問になるんですけども、

1:30:39	ここの当該板張り図を記載した経緯というところに書いてある内容を見るとですね。
1:30:47	確かに経緯ではあるんですが、①は、
1:30:51	必要があったということでこれ置いとけば丸2で要は、
1:30:56	メーカーで、これを作成したということが書いている。
1:31:03	だけであって、丸さんの方で、
1:31:06	このいたわり図を
1:31:12	特別点検要領書を作成する際に使ったということしか書いていなくて、
1:31:18	何でこういうふうなことになったのかという観点で、
1:31:24	も含めた、
1:31:26	ものが経緯かなっていうふうに思った時にちょっと足りないなっていう気がするんですが、
1:31:36	そういう観点で質問するとしたら、もうちょっとこの辺りを、
1:31:40	おそらく調べられていると思うので、もうちょっと今、説明、
1:31:46	をしていただけないでしょうか。
1:31:58	九州電力の上間です。少々お待ちください。
1:32:25	九州電力の植村です。阿部検査官ご指摘の話なんです但我々としては、③番のところの内容の充実かなというふうに思いますけども、実際その①のところで作らせていただいている通り視覚的にわかりやすい図があるよね。いわゆる
1:32:42	イシイ、
1:32:43	格納容器のいたわりってのはどういうふうになってるのかというところが円筒部半期分とも、必要だよなっていうところが始まりでして、我々としては簡略図ということもあって
1:32:57	こういうものだっていうことが示せればいい図であるというところで使ってたということがございありまして、なので
1:33:09	こういう役割をずっとですね視覚的にこういういたわりのイメージ、イメージの簡略図というところで使っていたと。
1:33:20	いうところになります。ご回答になっておりますでしょうか。
1:33:27	規制庁前です。
1:33:29	今のお話の中でこのいたわり図の使用目的を教えてください
1:33:45	90年のウエムラですこの10番の資料にも少し書かせていただいておりますが点検内容をわかりやすく説明することを目的にということでCVの
1:33:56	内面というのはコンクリートとかそういう埋設以外は全面的に見ますので、
1:34:01	こういうものだというのでわかりやすく説明することを目的に、
1:34:06	作った図になります。以上になります。
1:34:11	ということは、点検を目的にするものではなくて、

1:34:18	点検の、
1:34:20	をわかりやすく、
1:34:23	これ、
1:34:25	誰に説明する目的なのかという、
1:34:27	市、
1:34:29	こともあるんですけども、
1:34:32	を教えてください。
1:34:51	九州電力の西澤宇津でございます。ご指摘いただきましてですね誰に 対してという回答になるんですけどもこちらですね特別点検要領社内 で、
1:35:01	行っておりまして、社内の人間に向けて説明し、わかりやすく説明するこ とを目的にと。
1:35:08	いうことになってございます。以上です。
1:35:14	規制庁前です。社内の人間向けに、
1:35:17	さらにこれも人間というのは、
1:35:21	分析をする人間、点検をする人間向け。
1:35:25	んなんですかね。
1:35:29	と、
1:35:32	社内向け、
1:35:34	社内NO.
1:35:41	九州電力の西田です。そうですね特別点検に関わる社内のものご認 識いただければいいかと思えます。
1:35:52	以上です。
1:35:53	木曾アノ規制庁ノートガサキですけど、
1:35:59	ここの、
1:36:02	添付 1-6 分の 12、図示されている。
1:36:07	①②③④の
1:36:11	資料の目的を
1:36:14	それぞれ説明していただきたいんですけど。
1:36:19	通常だと、この特別点検をやるために、特別点検要領書っていうのが作 成されて、
1:36:29	それにしただがって、点検が行われて、その結果が②の特別点検報告書 にまとめて、それが申請書に
1:36:42	報告書として説明されるっていうのが、
1:36:46	普通の流れになると思うんですけど。
1:36:49	特別点検要領書っていうのはどういう目的のものなんですか。

1:37:04	九州電力の西田です。こちらでお示している特別点検要領書をなんですけれども、
1:37:11	社内の方でですね記録確認をやりますということを特別点検で、
1:37:17	要領書言ってますので、そうですね。
1:37:22	社内の方で、その点検記録を確認するということんことを目的に作成した特別点検要領書。
1:37:30	になります。
1:37:31	以上です。
1:37:33	規制庁のトガサキウダですからその点検が始まる前に、
1:37:37	こういう要領でやっていきたいと思いますということで、
1:37:41	作成作成されるものというふうに理解してよろしいのでしょうか。
1:37:47	九州電力の西田です。はい、そのご認識で間違いございません。以上です。規制庁のトガサキです。それで、
1:37:54	点検っていうのは、要領書に従って点検されるんですか。
1:38:04	九州電力の西田です。はい。要領書に従って実施します。規制庁の所さん。そうするとですねその要領書に書く、そういう図面ですね。
1:38:18	と、それとあと実際に点検のときに使った図面、
1:38:24	との関係というのは、
1:38:26	どういうふうになってたんでしょうか。
1:38:47	九州電力ウエムラです
1:38:49	これ、実際この要領書自体は先ほどから申し上げてます通り、点検を社内で行っていく上で作っておりますで、
1:39:00	管理部というのは、
1:39:04	ちょっと前ほどにですね自主点検、
1:39:07	範囲としてこういうところを、を使って見ていきたいと思います。それわかりやすくする図ということで書いておりますけれども、その要領書の中にはですねその他にも、
1:39:17	実際に点検の記録をするフォーマットがございます。その点検を記録するフォーマットの中には、
1:39:25	小タイプと我々呼ばせていただいておりますけれども、それをを用いた点検範囲ズーというものを使っておりますので、点検をしていく際はしっかりと正確な配置を、
1:39:37	示した図を持って点検をしていくそれは特別点検要領の中に含まれているものを使ってやるということになります。以上になります。
1:39:46	規制庁のトガサキです。そうすると、この要領書には特別点検要領書には、
1:39:53	こういうが今回の
1:39:56	簡略図と、

1:39:58	それと実際に点検を行うための詳細なフォーマット月、両方ついてたってということなんですか。
1:40:07	きんでんの上間ですということになります両方つけておりました。
1:40:12	規制庁のトガサキですけど、点検実際の点検は、詳細なその要領フォーマットに従って行われてたけど、
1:40:23	本来はその点検結果っていうのを、
1:40:27	②の特別点検報告書に、
1:40:31	添付すべきだったのを、
1:40:33	それではなくて、
1:40:36	と要領書にあった。
1:40:38	簡略図のほうを、
1:40:40	載せてしまったっていう、
1:40:43	ふうに理解してよろしいですか。
1:40:46	96 のウエムラです。今見ていただいています①②③④が書いた資料があると思うんですけど、それをめくっていただきますと、
1:40:55	01003 割をちょっと記載しておりますけれども、①②が報告書の状況ということで、③が実際の要領書になりますけれども、
1:41:07	要領書にですね表紙と簡略図がついてございます。その次のページに④とありますけれども、これ実際
1:41:18	詳細図ということで、もう日付と名前とナンバリングを取ってますけれども、これがですねさらさらな状態のものが要領書についていると。
1:41:29	ということになりますので
1:41:32	間違っつけてたという要領書自体を報告書に添付しておりますので、はい。
1:41:41	実際には、報告書にはこの簡略図図書、さらさらな詳細図を入った要領書が添付されてそれと別に、特別点検の結果を示す点検記録がついてると。
1:41:52	こういうことになります。ご回答になっておりますでしょうか。以上です。そうするとですね、規制庁のトガサキですけど、
1:42:00	特別点検要領書には、
1:42:05	あれ、③と書いてあるものはこれは町が間違っったものっていう理解でよろしいんですね。
1:42:13	そうですね。正確に配置が示せないものになります。
1:42:17	もう一つ、④のフォーマットだけだからこの図が、アノは枠だけのものがついてたというふうに考えてよろしいですか。
1:42:41	少々お待ちください。
1:43:11	この、この上が、
1:43:17	下が間違っない。
1:43:20	来面とか、

1:43:27	今日は
1:43:34	こっちでフォーマット
1:45:01	九州電力のウエムラです
1:45:04	先ほど
1:45:06	ご説明させていただきました右肩、
1:45:10	14番の添付の1の6分の1をすみません、再度ご確認くださいといただきたくはありますがすみません、私の説明がちょっと誤っておりまして、
1:45:19	この一番最後に1234で示しています。この中で特別点検要領書というものにつきましては
1:45:27	概略図を載せておりまして、すみません、詳細図は、点検記録の方だけに、すみません載っております。
1:45:34	なので我々が特別点検をするときは要領書にはアノが書いた簡略図を載せておりまして、それをもとに記録を確認していくときに詳細図を見ながら確認をしたというのが正確でございます。
1:45:48	申し訳ございません。規制庁のトガサキです。そうするとですね、
1:45:53	特別要領、点検要領書で間違ってたものが、どうしてその点検記録の方が正しいものになったから、なんですけど、
1:46:04	先ほど特別点検要領小児科書かれてる図面っていうのは、これ社内向けにわかりやすく説明するためっていうことだったんですけど、
1:46:15	実際に点検される人には、どういうふうに
1:46:24	とかっていうのを、つつ
1:46:27	与えたのかっていうのを教えていただきたいんですけど。
1:46:40	すみません少々お待ちいただけます済ますでしょうか。
1:50:44	すみません九州電力の西田でございます。まず簡略図の方はですね特別点検での特別点検を実施するものがですねこういった後半の大分WISEというものはこういうものなんだよということを、
1:50:59	認識するためにつけたものでして、実際の点検はですね、項番1枚ごと、2次見直ししております。
1:51:09	そうですね。あくまでもその簡略図というものは、点検をするものがこういうものですよということを認識するために、
1:51:19	つけているということでございます。
1:51:22	以上です。規制庁のトガサキです。簡略図の方はわかったんですけど、ただ詳細図の方は、どういう経緯で、
1:51:32	そういう通常であれば特別点検の要領書に従って、具体的に請負業者とかで、アノで、
1:51:44	点検をするために、
1:51:47	図面を渡すか、それか、もしその請負の方でその図面を持っていたら、そういう、それを使ってやってくださいっていうことになると思うんですけど。

1:51:57	詳細の図面が何、何でちゃんとできてたのかって言うことを、確認したいんですけど。
1:52:16	すいません少々お待ちください。
1:52:31	はい。九州電力の植村です。現場でデータ最終、自主点検をする場合はですね、先ほどのI-Bを、を使ってご説明させていただきましたけどまずは、
1:52:43	点検自体は1枚1枚行っていきますので、
1:52:48	それに沿って1枚ずつ見ていくとで、詳細につきましてもメーカーが点検を行うメーカーが作成したものになりますので、その詳細図が、
1:52:59	もちろんある上で、この1枚1枚の点検をしていくときに詳細図には、配管が通っているというものについては配管が通してたり、
1:53:09	貫通があるものを感じるというものをしっかり正確に配置を示していますので、自主点検を行うっていきながら詳細図についても確認本当に間違っていないかという確認はしつつ、
1:53:24	最終的に、それをすべて確認した上で、記録の④でつけてるような点検範囲として詳細図をつけているというのが実態でございます。
1:53:37	以上です。
1:53:39	トガサキですそうすると詳細図は、点検を行った会社が作ったってことでよろしいですか。
1:53:49	はい。
1:53:49	そのご認識となります。
1:53:56	わかりましたじゃそう。それで詳細な点検図っていうか点検に基づいて健全に基づいて、
1:54:05	点検された結果っていうのは、9電にはアホ報告されていたんですか。
1:54:13	はい。九州電力浦です最終的には自主点検の報告書という形で、我々が受領して承認をしたものになります。
1:54:22	規制庁のトガサキですけどそうすると、
1:54:26	本来はその点検図をもとに、
1:54:30	②の特別点検報告書というのが作成されると思うんですけど、
1:54:35	そのときに、なぜ
1:54:38	ちゃんとしたって点検記録ではなくて、
1:54:41	計画段階のその要領書のを、
1:54:45	簡略図、
1:54:46	を用いたのかってのはわかりますか。
1:54:59	九州電力の上間です正直申し上げますと、
1:55:03	繰り返しますがわかりやすく説明するというのが目的でしたので詳細図まで使わなくても、こういったわりだよってというのがわかればいかなというちょっと思いもあって、

1:55:14	実際にご指摘の通りですね、特別点検要領書を起こす時にはもう自主点検の要領書という、報告書で詳細なものがありますので、そちらを本来であれば使うということも考えないといけなかったんですが、
1:55:27	わかりやすく説明することを目的としていたので簡略図を使っていたと。
1:55:32	いうところが正直なところでございます。以上です。
1:55:41	規制庁のトガサキですけどそのわかりやすくていうのはね、その社内向けにわかりやすいとかあと我々規制庁に対してわかりやすいってそういう意味なんでしょうか。
1:56:10	九州電力の上村です特別点検は、当然ながら、
1:56:15	ご報告させていただく内容特別点検の結果というのをご報告させていただく内容なので、我々社内ですは厚アノ転記をするものということを認識して作ったものになりますけども、
1:56:26	やはり最終的にはですね、
1:56:30	ご説明させていただく規制庁さんとかですね。
1:56:32	にも、
1:56:36	を使っていたことも考えながら、配管とかですねそういった
1:56:41	サポートとかそういうのもない。
1:56:43	わかりやすい簡略図を使っていたというのが、実態となります。
1:56:49	はいわかりました。で、
1:56:52	先ほどからこういう記録とかですね、
1:56:57	あれですね、そういう点検の計画とか、そういうものがちゃんと旧
1:57:05	品質管理上ですねちゃんと
1:57:09	適切に行われたのかっていうのを確認する必要がありますけど、今回申請書に記載されてる図面にその誤りがありましたので、
1:57:22	これについてはちゃんとその審査会合で説明していただいて、今ご説明があったような経緯とかですね、あと影響がなかったのかと。
1:57:34	評価結果の影響がないとか、あと他にも影響がないのかとかですね。
1:57:38	経営上の体制として、
1:57:41	問題ないのかとかですねそういうことは、確認させてもらうことになると思いますので、
1:57:50	説明をちゃんとできるように準備はお願いしたいと思います。以上です。
1:57:58	はい。九州電力の植村です。承知いたしました我々も今、ご説明させていただいた内容を再度整理してですね会合の場でもご説明させていただくようにしたいというふうに思います。ありがとうございます。
1:58:20	減少規制庁の盛田です。
1:58:22	今回修正いただいたパワーポイントの資料でちょっと確認したことがあります。
1:58:31	資料4の格納容器のところの、

1:58:37	スライドの 23 ページ
1:58:41	で、
1:58:42	4 ポツ考察、4-3-1-1 五郎で、
1:58:47	丸が三つあるうちの二つ目のルーの後ろの方に赤字で修正をいただいでいて、
1:58:56	1 号キ-1 号炉の方は
1:59:01	円筒部内面のリングガーダ部のところにも
1:59:04	一部劣化があったので、その辺を書いていただいたということなんですけども。
1:59:09	ちょっと確認なんですけど、この二つ目の丸の今のところで、円筒部内面のリングガーダ部においては、通常点検では確認しづらい箇所。
1:59:21	2 塗膜の剥がれ等があったという記載があるのと、
1:59:26	ちょっとその下の次の丸のところ 2 行目のところの頭あたりから、
1:59:33	円筒部内面のリングガーダ部については、通常点検で点検可能な範囲でありって説明があつて、
1:59:43	ちょっとこの二つの文章がね、通常点検で点検可能なんだ、可能な範囲なんだけども、確認しづらい箇所があるみたいな、そういう何か、
1:59:54	反発してるような表現になつてるように見えたんですけども、中子行は表現だけかもしれないんですけどどうまく説明できるんでしょうか。
2:00:09	九州電力の植村ですご指摘ありがとうございます確かにですね続けて読むと、ご指摘の通りになります実態から申し上げますと、通常の点検ではですね、
2:00:20	円筒部の内面のリングガーダ部というのはCVポ-ラクレーンがありまして、ポ-ラクレーン上から確認ができる範囲になりますで、実際リングガーダに劣化が確認されたのは、
2:00:33	ナカノですね溶接線に近い部分になりましてそこに少し塗膜の劣化が見られたということになりますで、確認しづらいって趣旨はですね暴落絵の上からはなかなかその隅っこのところまで、を確認するの難しかったという趣旨で書いてます。一方、
2:00:50	特別点検におきましては、実際に時間をかけてですねこのリング型の丸の部分の中に入り込んで、点検をしていると。
2:00:59	というのがありまして確認ができたということになりますので三つ目のマルで書いてます通常点検で点検可能な範囲でありっていうふうに書いてるのは特別点検までとはいかなくてもですね、
2:01:13	もう少し中に入るとかですね、
2:01:18	双眼鏡を用いるとか、
2:01:19	そういったことをすれば、通常点検中でも確認ができるというところで書いてあるものになります。ちょっと表現は見直させていただきたい。
2:01:30	いうふうに思います。

2:01:33	以上です。
2:01:35	衛藤原子炉規制庁の盛田ですわかりました何かすると
2:01:42	説明しやすい表現になればいいなと思うのが一つと、ちょっとご説明いただいて、
2:01:49	今後その通常点検の仕方も何か少し工夫するようなもし話があるんであると、それは何か、
2:01:59	何だろう今後の何か対応とか、そういうところの方にも影響してくる補そこで表現していきなさいけない。
2:02:09	話なのかなあっていう気もするんで、
2:02:14	ここで言いたいのはおそらく、今まで通りのやり方で十分大丈夫だっていうことを言いたくて、こういう表現になっちゃったんだと思うんですけども。
2:02:26	どういうことを言いたいのかに合わせてちょっと表現を工夫していただく必要があるのかなとちょっと思いました。以上です。
2:02:37	はい九州電力の上村ですご指摘ありがとうございます。もうご指摘の通りですね我々も表現を直すとすれば、
2:02:44	三つ目の丸に書いているのはリングガーダーも含めて書いてますけれども、なおという形でリングガーダーについてはこれ、通常点検においてもですねより接見をして、点検をすとかそういった
2:02:56	少し確認しづらかった部分に対する手当をですね、追記させていただいて、2、二つ目と三つ目を結んでいきたいというふうに思います。以上です。
2:05:30	町のトガサキで左脳。
2:05:33	いえ。
2:05:35	一つ目の丸と、
2:05:38	あと123IV、5、
2:05:42	ミツイ、五つ目のマルの、
2:05:44	後段のこのことから、VT4の要求満足、
2:05:50	していると考えるっていう、
2:05:52	ところなんですけど。
2:05:56	その前に、
2:05:58	5ページと6ページの、
2:06:03	ところなんですけど、
2:06:06	この部位、
2:06:07	4の試験っていうのは、
2:06:10	これは5ページのところで、
2:06:16	この二つ目のマル。
2:06:20	水に接しないので、定期的な検査を、の要求はないんだけど、

2:06:27	定期的に目視試験をやっています。今回の特別点検では、
2:06:36	VT4 を実施してますって書いてあってVT4 は、こういう、
2:06:45	この維持基準上はVT要ははもう、
2:06:49	今回の特別点検としても求められてるのかどうかっていうのを教えてもらいたいんですけど。
2:07:03	90 年度ウエムラです 3 ページの方にですねガイドの要求事項と照らして点検の方法を記載しております、我々としては、
2:07:13	点検方法としてVp5 が要求されているというふうな認識で点検をしてございます。
2:07:20	はい、わかりはそうですね 3、3 ページですね。朝田さんページでいうと、
2:07:26	基本的にはだから、
2:07:29	VT4 の要求はあるんですけど、ただし接近できる点検可能。
2:07:37	範囲のすべてになってるので、
2:07:39	接近できないところまでは要求されてないっていう。
2:07:42	こと。
2:07:45	それに対してちょっと 18 ページの、
2:07:54	18 ページをこれももう 1 回見るけど、
2:07:58	これはあれですかその差、接近可能だけど、
2:08:03	見れないところってことですか。だから、
2:08:08	さっきの 3 ページだと、
2:08:10	接近できる。
2:08:12	接近できて点検可能。
2:08:15	なところっていうことだと思うんですけど。
2:08:18	そうすると 18 ページは、
2:08:21	接近は可能だけど、
2:08:24	あれ線形はできないというところなんですか。
2:08:36	要はですね
2:08:38	Vp4 の要求事項を満足していると考えらるっていうふうにする必要があるかどうかなんですけど
2:08:47	だんだんだVT4 では、の要求事項は、
2:08:52	具体的にちゃんと書いてあると思うんですけどそれを、
2:08:56	満たしてないのていろいろ
2:08:59	あれですね。
2:09:02	同等性とかを説明してると思うんですけど、そのVT4 の要求事項を満足していると考えらるっていうふうには、
2:09:11	18 ページの五つ目の丸で、

2:09:14	言ってしまうといいのかなんですけどあとは、20 ページの、
2:09:18	五つ目の⑤のところにも同じがあるので、
2:09:26	九州電力の植村です
2:09:28	すいませんご出席が間違ったら大変申し訳ないんですが
2:09:31	我々が 18 ページと 20 ページ書かせていただいているのは、我々がデータ採取を行う上でよりどころが外部へVT方という自覚があるものですねグレーカードを使いますと多少度を確保します。上の位置を 30° 150 定めますというのを、
2:09:47	特別点検のデータ採集をやる上で、我々が要領として定めていると、いうこととなります。五つ目のですねマルは、通常点検ですね、て定検時に行う通常点検も同じように
2:10:01	告示試験をしてるんですけどもその要領書にはですねVT方というところは明記をしてございません。ただ、我々がやっている内容からもVT方VP方につきましては、5 ページに、
2:10:15	書いていますけども、特段グレーカードとかですね、そういうものとしてはございませんので、通常点検でも、Vp5 というものは満足している点ができてるんじゃないかという趣旨で、
2:10:26	5 番目のマルは書かせていただいておりますのでちょっとごっちゃな、我々書いてしまってますが、特別点検の内容と、5 ポツ目は、
2:10:36	通常点検の内容と一緒に、のページに書いてしまっているという状況です。以上になります。
2:10:42	規制庁のトガサキですけど。
2:10:47	そうすると、だ特別点検としてはVT4 の要求を満足できないところがあるところはこういうところっていうふうに書いてあって、それでもちゃんと、
2:10:58	見える範囲で見れますってことが書いてあるんですけど、
2:11:01	五つ目の丸っていうのは、通常点検の話をして、
2:11:06	ここで何かVT4 の要求事項を満足していると考えらるっていうふうに、
2:11:13	言う必要性ってのは何かあるんですか。
2:11:22	すいません九州電力の植村です。
2:11:25	今回
2:11:26	コメント整理表には書かせてないんですが前回 12 月 20 日にヒアリングさせていただいたように、通常点検をですねVP法というものが満足できるような点検をしているのであればそれを記載した方がいいんじゃないかというちょっと議論になりまして、
2:11:41	我々としても変えた方がいいかなということですのですいません今回ちょっと書かせて、追記させていただいたものになります。例えば、我々としてはしっかり健全性を確認できているということが言えればいいかなというふうには思っておりますので、

2:11:53	ちょっと間違いやすいようなことを、各
2:12:00	でもいいのかなというふうに思っております。以上です。
2:12:04	トガサキですけど通常点検でもそのVT4の知見の基準を満足するように、アノ試験をやってるっていうのであれば
2:12:14	よく書いた方がいいと思うんですけど。
2:12:17	通常点検のときにそこまでやってるんですかだから次行き、
2:12:24	維持基準とか、
2:12:27	では要求されてなくても、自主的に通常点検でも、VTオノ試験条件でちゃんとやっていますっていうんだったら、アピールになると思うんです。
2:12:38	帰っておいてもいいと思うんですけど。
2:12:41	そういう
2:12:45	状態で自主的にやられてるっていうふうに理解をしてよろしいんですか。
2:12:52	九州電力の植原です我々のですね、
2:12:56	通常点検によって行う容量自体には、医事課空、
2:13:02	のVT方ってのははっきり明記はしてません。ただ、VT部自体はですね格納容器の構造上の劣化が
2:13:08	提出できればいいので、腐食減肉、塗膜の劣化とボルトナットの破損とこういったところはですねしっかり通常点検でも見てますんで、結果としてVTfor
2:13:19	等々の研究ができていうふうにはいえるというふうには思っております。
2:13:27	以上になります。ふうん。
2:13:35	水、すいませんちょっとあの後、5ページの、
2:13:39	あれですか、参考に書いてあるVp4の試験の基準は満たすということですから
2:13:47	6ページのそのグレーカード濃縮、
2:13:51	使用とか
2:13:53	角度とか、
2:13:55	照度とか距離とか、そういうのは満足しないものがあるけど、
2:14:01	5ページの3項の維持規格の基準は満足したことをやられてるっていうことですか。
2:14:15	九州電力の上間です認識です。6ページに書いてますグレーカードの使用とかですね、実は
2:14:23	維持規格のですね、一般事項の中から、グレーカードを持ってきたり、30度150度っていうところについてはVT案を倣って作ったりということとで実際にVT方に、
2:14:35	求められてるものではないけどをしっかりと見るためにということとで

2:14:41	やってる方法になりますので、VTそのもの自体が満足しているかなというふうに思ってますけども、我々としてはやっぱり要領書にVT方というのを記載をしてないというところもありますので、18 ページ 20 ページからは、
2:14:56	V系法の要求を満足しているというところは、
2:14:59	削除させていただいてもいいのかなというふうに今思っております。
2:15:04	以上です。すみませんちょっとちょっと私がちょっと混乱してたかもしれないんですけどそうするとその 18 ページの一つ目の丸なんですけど、このVTIVっていうのは、
2:15:16	このアスタリスク食うに書いてあるところまでは要求はされてないんですけど、これは自主的に*くうの、
2:15:26	適用もして、基本的にはそれで点検をやるんですけど、この*のその適用ができないところを、点検不可の範囲というふうに考えて、
2:15:39	それで、それについては、
2:15:42	こういうふうに見ているからいいですっていうふうに書いてるっていうそういう整理で
2:15:48	理解していいんですか。
2:15:51	はい。九州電力の上間ですご認識の通りになります。
2:15:55	うん。
2:15:56	わかりましたそそうする等、
2:16:00	高校の須磨高垣のツアーの五つ目の通常点検は、この*の説明は、
2:16:10	しないで、もともとのVT4 の、
2:16:14	規格に満足するものはやっってますっていう、そういう説明をしてるっていうことですか。
2:16:22	そうですね。結果として、VT方が満足できる点検ができています。
2:16:26	*は提供しておりません。
2:16:29	以上になります。
2:16:33	わかりました。ちょっとそここのところそもそもだから、Vp4 で、そういうグレーカードとかが要求されてないけど、
2:16:42	ここ 0
2:16:44	6 ページのグレーカードのこの要求というのはどこで記載されて、規定されてるんですか。
2:16:53	90. ウエムラですそれは維持規格上ということでよろしいでしょうか。ですからこの 5 ページの参考のところでは、そこまで書いてないですね。
2:17:06	ここページの参考のところには、
2:17:09	グレーカードっていうか、の話は書いてないんですけど、
2:17:12	66 ページの、
2:17:15	表の下を見ると、グレーカード。

2:17:19	の話が出てきますよね。
2:17:22	はい。はい。これは自主的なものなのか、それとも維持規格上、簿必須のものなのか。
2:17:30	ていうのを、相馬、まず確認したいんですけど。すみません 6 ページの表現が確かに丸を見るとですね、VT方であたかもグレーカードが要求されているように見えますが、
2:17:42	VT方自体ではグレーカードの要求は維持規格上ございませんので、ちょっと 6 ページは、VTを括弧VT方というのを、すみません。
2:17:52	ちょっと混乱しますので削除させていただければ、より維持規格の
2:17:58	記載というか間違いが起きないかなというふうに思います。
2:18:02	はい。グレーカードはあくまで、
2:18:09	一般事項、維持規格の一般事項の目次主権の中にグレーカードを、墓地の
2:18:18	用いることというのが、書いてましてVT法で必ず用いないといけないという記載にはなってございません。以上です。
2:18:24	そすみませんどうい規定になってんですかだどこにグレーカードを用いるとかっていうのが規定されてるんですか。
2:18:37	九州電力のウエムラです少々お待ちください。
2:18:44	何か必須。
2:20:00	九州電力の植村です。すみませんまずちょっと実態の維持規格の記載からすみませんお話しさせていただきますと、
2:20:08	非破壊試験法の中に一般事項が規定されてましてその中に目視試験で直接目視と円滑の一般事項が記載されてますんで、
2:20:18	直接目視のなったところにはですね、直接目視というのは接近可能な範囲で見なさいと、視野の各改善のために片上角田池を用いても良いと。
2:20:29	それでこの場合は試験部の表面において、グレーカード、
2:20:33	で確認するか。
2:20:35	VTワンVTスリーの場合は、
2:20:38	ある一定以上 540 ですけど 540 以上の肖像を負う。
2:20:43	確保しなさいというのが、
2:20:45	書かれております。
2:20:48	VT法そのものには、
2:20:53	5 ページに書いてパワーポイントの 5 ページに書いてあるこの文言のみが書かれているということで一般事項ということで直接目視を
2:21:02	我々しますのでVTの部分に直接重ねているわけではないんですが、一般事項としてかかっている部分として、
2:21:09	グレー稼動見ているというのが実態でございます。
2:21:14	以上になります。ちょっとすみません我々も危機時

2:21:19	来確認しますけどその一般事項というのはただ普通考えると、共通的に要求される事項、
2:21:27	というのが一般事項で、ケースによって要求されるのは特別通とか、
2:21:35	特記事項とかっていうふうになるんですけど、と思うんですけど、一般事項というのは、必須のものではないってというような書き方になってるんですか。
2:21:47	明らかウエムラですトガサキ制限値、おっしゃられる通りでして我々ももともとこの特別点検にグレーカードを導入したのは、一般事項というものについては、
2:21:57	VT分でなく直接目視Cにやる場合はやらねばならない、確認事項だということで考えて記載をしてますのでちょっと私の方からVT方に直接要求はないというふうにちょっとすいませんずっとご説明させていただいてますけども、
2:22:13	直接目視をする場合にはグレーカードを用いるということが下位書かれておりますので、おっしゃる通り、
2:22:20	共通のものとして、我々確認をしているというのが、
2:22:24	実態ですので広い意味からすると、維持規格上、
2:22:28	格納容器のこういう鋼板のVTをするときは、グレーカードを見るということが規定されているというふうに、
2:22:34	取る方が自然かというふうには思います。
2:22:38	以上です。
2:22:40	わかりました。そしたらですね、5、5 ページのところの参考のところ、今の話も、
2:22:47	追記していただければ、
2:22:50	6 ページのそのVTIVではっていうところはそのまま生かせると思いますので、
2:22:58	ちょっと検討いただきたいんですけど。
2:23:02	ご指摘ありがとうございますそのようにさせていただきます参考のところにVPコウノ試験の前にですね直接目視としてグレーカードが要求されていることを5 ページにつき足して、
2:23:12	追記しまして6 ページそのまま生かしていただくというのがいいかと思いますありがとうございます。
2:23:18	わかりました。それでさっきのところ18 ページのところに戻るとだから、基本的には、VpIVというのは、
2:23:28	奴隷カードとか、直接目標の場合はグレードカードとかで見る必要があるんですけど、その接近感ができないところとか、
2:23:37	等点検できないようなところっていうのは、そこまでは、
2:23:42	要求されていなくて、代替りの方法でちゃんとやれる、見てますっていうのを説明していただいて、

2:23:51	通常点検のところでこのVTIVの話を書くときに、やっぱグレーカードとかで、ちゃんと見てるっていうのであれば、
2:24:01	技術的にちゃんとやってますっていうので、書いてもらうのは適切だと思うんですけど。
2:24:07	グレーカードまでは見てないんだったら、ここまでは書けないんじゃない、ないのかなと思うんですけどいかがですか。
2:24:19	20年度ウエムラsアノご指摘の通りでございます我々も整理をし直して、
2:24:24	五つ目のポツの通常点検のところからは、BTOを満足していると考えられるというのは、削除させていただいて、健全性を確認してゴトウだけ書かせていただくことで修正したいと思います。ありがとうございます。
2:24:39	ありがとうございます。
2:29:01	規制庁アマヤです。
2:29:03	今の18ページのところなんですけれども、
2:29:08	今のお話、もあり、また前回も
2:29:14	この赤文字で書いたような、増設分があつてですね。
2:29:19	接近可能な高つていうところから、点検不可監視としているって書いてだけどもこういうところは、点検を実施している使えていたり、
2:29:30	そのあとで丸がついて点検不可範囲は点検不可範囲があつてつつ、
2:29:36	Dトクマルのところは点検不可範囲については点検可能な範囲ではあるって書いてあったり、
2:29:42	その上で、例えば22ページのこのを実際に、
2:29:47	点検不可範囲の割合について、これ結局点検で、
2:29:51	点検とかできなかったところを見たいんですけども、
2:29:54	点検不可範囲としているけれども点検を実施しているものはこの中に入るとか入らないとかですね。
2:30:01	だんだん複雑怪奇な状況になってきてるようになると思うんですが、ちょっとこの辺りを整理していただいたら、
2:30:12	より多くの人に理解していただけるんじゃないかなって思いますけどいかがでしょうか。
2:30:34	九州電力の植村ですご指摘の通りですね、わかりづらい。
2:30:39	表現なってる部分もあるかなというふうに思ってます今、
2:30:42	阿部県さんがおっしゃられてるのは、
2:30:46	実際その
2:30:48	4-2-1の例でいきますと接近可能な要領では、定めたサイトウが適用できない範囲で、
2:30:56	不可範囲がどういうところであるかというのをまず整理した上で、
2:31:03	考察としてはその不可範囲の部分も健全だと考えられます。
2:31:07	というのを234のポツで、

2:31:10	書かせていただいているような形なので、整理というところについては、不可範囲がどういところだけどついうのをまず一つ書を起こして、
2:31:23	その部分の家健全性の考察ついうのを書かせていただいて、
2:31:29	通常点検でやっている内容ついうような、何かこう項目だけをこう、
2:31:35	整理するついうようなイメージでよろしいでしょうか。
2:31:41	生業の方はお任せしたいと思つうんですが、わかりやすければ、
2:31:48	いいです。
2:31:51	点検。
2:31:53	不可範囲。
2:31:57	でも点検、
2:32:01	ている。
2:32:07	ところとそれから 22 ページで、点検不可
2:32:10	割合について、
2:32:14	この表を作つ
2:32:17	一体、
2:32:20	できて
2:32:23	ついうことを知りたい。
2:32:26	目的で、
2:32:27	作つていただいたんですが、
2:32:33	その目的を、
2:32:35	本当はもっと点検してつうんだけれども、ある定義でそこは点検してないことになつてつうのだとするならばそちらにとつては、
2:32:45	残念。
2:32:47	な感じになるので、
2:32:49	要はやつたことはやつたとつうかりわかるつうような、
2:32:55	また
2:32:56	ことがわかるつうような整理をしていただければ、
2:32:59	1、
2:33:01	つうつう趣旨です。
2:33:10	わかりました。9 点でござつうますありがとうございます。
2:33:14	実態からつういますと 22 ページに整理してつういます。%は、本当にもつう見えてないところなのでつう例えば 18 ページでつういますと、
2:33:23	一番上の丸ですつうね、
2:33:26	要領には定めてないんだつうけど手紙とかを入れて、つう何とかグレーカードが確認できたらつう見えたつうところについては、22 ページのパーセントから落としてつうみた方に入つてつうますので、

2:33:36	その辺をちょっと、先ほど申し上げた 18 ページ 20 ページ 22 ページを少し整理して、
2:33:43	もう少しわかりやすい資料にしたいと思います。ご指摘ありがとうございます。
2:33:47	規制庁甘利です。よろしくお願いします。
2:34:04	規制庁藤川ですほか、格納容器のところで、
2:34:08	質問、コメント等ありますか。
2:34:20	すいません
2:34:22	23 ページの先ほどリングガーターのお話が出たんですけど、
2:34:29	リングガーターのところが相当Macが劣化してる。
2:34:35	理由というのは、
2:34:37	基本的に
2:34:40	アクセス数とかはできないから人が何か作業でぶつかってとかではなくて、
2:34:48	溶接線に近い、近いところが、
2:34:52	は、T塗装が剥がれたっていうことなんですか。
2:34:58	九州電力、上松
2:35:02	ご認識の通りです。実際通常の作業、定検作業でもこの中には入りませんので、当て傷とかではないと。
2:35:10	いうふうに考えております。だから点検ワダとポーラクレーンでやるのでしたっけ。
2:35:17	はい通常点検はですねポーラクレーンの部分がせり出してる部分が比較的リングガーターに近い部分がありますのでただちょっと姿勢とかですね非常にやっぱ、やっぱかなり
2:35:29	確認しづらいような体制でちょっと見れるような感じですので、なかなかちょっと点検、
2:35:38	出しづらいという状況の部分になります。
2:35:41	あれですかすみませんそもそもなんでその溶接部分のところが塗装が剥がれるかなんですけど、何かその剥がれやすいのかそれとも、
2:35:53	そういう補修がしづらいから、剥がれた状態んが何かそのままになってしまうのか。
2:36:03	という、
2:36:04	ちょっと教えてもらいたいんですけど。
2:36:11	聞ってるウエムラです。実際CV内はですね短期しっかりされてますんで、劣化が、このリング値がなぜ
2:36:21	起きたかっていうところは、特段この部分が特別な関係だったということはないかなというふうに思ってますで、溶接線だったというのはですね

2:36:30	よりポーラクレーンの確認する位置から、一番離れてるといふか隅この部分になりますのでどちらかというリングガーダーを広範に溶接してるんですけどその溶接線に多く見られたと。
2:36:43	というような状況でしたので補修固相のしづらい部分、
2:36:47	部分でありますけどもまずあの割れがちょっと見つけられてなかったっていうのが実態になります。
2:36:54	お答えになった場合、わかりやすいですねだから、別にだから剥がれやすい特異な環境にあるわけではなくて、ちょっと点検しづらかった理由と塗装とかしづらいんで、
2:37:07	ちょっとそのままの状態なんなりやすいところ、
2:37:11	であって、
2:37:12	今後はだからそういうところもちゃんと見、角に行ったり、
2:37:17	何か遠隔の総環境とかで見今後は見ていきますっていう、そそういう話を今後、
2:37:26	なお書きで追加されるっていうふうに理解してよろしいですか。
2:37:31	はい。土岐でございます。そのご認識で、の通りでそのように修正させていただきたいと思っております。わかりました。ちょっとですね、恒設東の方はその人が接近するので、
2:37:44	剥がれやすいっていうのはわかるんですけど、そのリングガーダの部分何が測りやすいのかがちょっとわからなかったんで、だからちょっと
2:37:53	別に特異な環境じゃないんだけどそういう点検とかがしづらいところだったんで、そうそういう剥がれが見つかったんですけど今後はだからそういうのをちゃんと
2:38:07	今見て詳しく見ていきますというですね。
2:38:11	そういう説明だったと思いますので、そういうのがわかるようにしてもらえればいいと思います。
2:38:16	以上です。
2:38:19	はい、ご指摘ありがとうございます。
2:38:32	規制庁藤川です他にありますか。
2:38:40	格納容器以外でほかにも、全体として何か、
2:38:45	確認し忘れてましたとか、何か
2:38:48	規制庁側からあればお願いします。
2:38:53	大丈夫ですかね。
2:38:56	九州電力さん何か、最後に、
2:38:58	9人。
2:38:59	ありますか。
2:39:03	九州電力の植村です9年度からも特段ございません。はい、承知しました。

2:39:09	それでは本日のヒアリング、以上で終了したいと思います。ありがとうございました。
2:39:16	はいありがとうございました。ありがとうございました。